

【表紙】
【提出書類】 訂正発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2023年8月29日
【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)
【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)
投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
クリステル・ルノー
(Chrystelle Renaud)
【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り16番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6775-1039
【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6775-1116
【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債
【発行登録書の内容】

提出日	2022年3月14日
効力発生日	2022年3月22日
有効期限	2024年3月21日
発行登録番号	4 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2023年8月29日（提出日）である。
【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加するとともに、添付書類として「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」を追加し、添付書類の一部を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）
【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

< 円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債に関する情報 >

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、本社債（以下に定義される。）を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。本書中において未定の事項は、2023年8月下旬頃に決定される予定である。

1 【社債（短期社債を除く。）の募集】

以下は、ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）が発行する、ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回円貨社債（2023）（以下「円貨社債」という。）およびビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2023）（以下「期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）の記述である。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」および「財務代理人」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、本書における「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しが、発行登録追補書類において各本社債の実際の名称の見出しに差し替えられ、当該見出しの下に、各本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。

また、「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」は、それぞれ、実際には発行されない場合がある。

< 円貨社債 >

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回円貨社債（2023）（注1）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率（％）	年率（未定）％

利払日	毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	2023年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項の各引受人の国内の本店および各支店
払込期日	2023年（未定）月（未定）日（以下「発行日」という。）
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号 （以下「保振機構」という。）（注2）
公告の方法	本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。かかる公告は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、最初の公告日に行われたものとみなされる。各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべきかかる公告は、発行会社の請求に基づき、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義される。）がこれを行う。

- （注1） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の発行手続および譲渡ならびにその他の事項については、振替法および保振機構が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則（以下「保振機構業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。
- （注2） 本書において、保振機構には、振替法に基づき主務大臣により指定された後任の振替機関を含むものとする。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2023）（注1）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率（％）	2023年（未定）月（未定）日（当日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含む。）までの期間については、年率（未定）％。 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法（3）」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法（3）」に定義される。）に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法（3）」に定義される。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
任意償還日	（未定）年（未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	2023年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項の各引受人の国内の本店および各支店

払込期日	2023年（未定）月（未定）日（以下「発行日」という。）
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号 （以下「保振機構」という。）（注2）
公告の方法	本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。かかる公告は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、最初の公告日に行われたものとみなされる。各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべきかかる公告は、発行会社の請求に基づき、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義される。）がこれを行う。

- （注1） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の発行手続および譲渡ならびにその他の事項については、振替法および保振機構が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則（以下「保振機構業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。
- （注2） 本書において、保振機構には、振替法に基づき主務大臣により指定された後任の振替機関を含むものとする。

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「幹事会社」という。）			元引受けの条件
会 社 名	住 所	引受金額	本社債の発行総額は、発行会社と幹事会社との間の本社債に関する2023年（未定）月（未定）日付元引受契約に従って幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受の条件は未定である。
ＢＮＰパリバ証券株式会社 （事務取扱幹事会社）	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号グラントウキョウ ノースタワー	幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので個々の幹事会社の引受金額はない。	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
（上記4社を「共同主幹事会社」と総称する。）			
合 計		（未定）円	

- （注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社であるＢＮＰパリバ証券株式会社は発行会社の子法人等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）以下「金融商品取引法」という。）第31条の4第4項に定義される。）に該当する。ＢＮＰパリバ証券株式会社は、発行会社の完全子会社である。本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がＢＮＰパリバ証券株

式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がB N P パリバ証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じる。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する。

財務代理人とその職務

< 円貨社債 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債については、社債の管理会社は設置されない。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債については、社債の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務の内容

< 円貨社債 >

- (1) 財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人の間の2023年（未定）月（未定）日付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。（社債の要項が添付された）財務代理契約の写しは、償還期日後1年が経過するまでの間、財務代理人の本店に備え置かれ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで、在職する（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）。発行会社は、事前に財務代理人の変更を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。
- (3) 保振機構が、発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行会社は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。

- (4) 後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、社債の要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

- (1) 財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人の間の2023年（未定）月（未定）日付財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。（社債の要項が添付された）財務代理契約の写しは、償還期日後1年が経過するまでの間、財務代理人の本店に備え置かれ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職する（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）。発行会社は、事前に財務代理人の変更を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。
- (3) 保振機構が、発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行会社は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。
- (4) 後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、社債の要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

< 円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は（下記「利息支払の方法(2)」の規定に従うことを条件として）年率（未定）％で2023年（未定）月（未定）日（当日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含む。）までこれを付し、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6ヶ月分を日本円で後払いする。6ヶ月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実際の日数について支払われる。
- (2) 下記「摘要(1) ベイルインまたは損失吸収の認識」に定める転換または消却に従うことを条件として、本社債の利息は、償還期日（当日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、かかる未償還の本社債の元金額について償還期日（当日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき上記に定める利率による経過利息（1年365日の日割計算による。）が日本円で支払われる。ただし、その期間は、保振機構業務規程等における支払代理人としての資格において行為する財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は、財務代理人

が下記「摘要(4)元利金の支払方法4」の規定に従い最終の公告を行った日から14暦日後の日を超えない。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は(下記「利息支払の方法(4)」の規定に従うことを条件として)2023年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(当日を含む。)までこれを付し、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日の2回、おのおのかかる利払日(以下に定義される。)(当日を含む。)までの6ヶ月分を日本円で後払いする。6ヶ月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実際の日数について支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の期日を、以下「利払日」という。
- (2) 2023年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(当日を含む。)までの期間中、本社債には、本社債の金額に対して年(未定)%の利率により利息が付されるものとする。
- (3) (a) (未定)年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(当日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中、すべての本社債が、完全に償還、買入または消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法(3)(b)」に従い決定される改定後適用利率(以下に定義される。)により利息が付されるものとする。
- (b) 本社債には、下記「利息支払の方法(3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、本社債の金額に対して以下の()または()により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率(未定)%のマージンを加算した率(以下「改定後適用利率」という。)により利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。
- () 利率決定基準日(以下に定義される。)に、利率確認事務取扱者(以下に定義される。)は、発行会社のために、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本書において、

「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA(以下に定義される。)の複利(後決め)を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの1年物のスワップ・レート(またはその後継スワップ・レート)をいう。

「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分(東京時間)にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。

「ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグL.P.サービス(もしくはその承継サービス)のGDC0 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDC0 44079 11 1頁を代替する他の頁もしくは1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替について速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、商業銀行が東京において営業一般(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日(以下に定義される。)の2営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日(下記「償還の方法(4)」に定義される。)をいう。

「TONA」とは、営業日に関して、当該営業日の翌営業日に、日本銀行（またはその後継管理者）が公表し管理するかまたは権限のある公表者が公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物（TONA）レートに相当する参照レートをいう。

- () 利率決定基準日にブルームバークGDCO 44079 11 1頁が利用不能である場合、または利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバークGDCO 44079 11 1頁において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合には、利率確認事務取扱者は、発行会社のために、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとして提示可能であったレート（当該レートは年利で表示されるものとする。）を利率確認事務取扱者に提示するよう求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社のために、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義される。）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとして提示可能であったレート（当該レートは年利で表示されるものとする。）を利率確認事務取扱者に提示するよう求める。

利率決定基準日において、3つ以上のスワップ・ブローカーが利率確認事務取扱者に上記レートを提示した場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、当該提示されたレートの算術平均値（小数第4位を四捨五入して小数第3位まで求める。）とする。ただし、利率確認事務取扱者の決定により、提示された最も高いレート（または同一のレートが2つ以上ある場合は最も高いレートのうちの1つ）と最も低いレート（または同一のレートが2つ以上ある場合は最も低いレートのうちの1つ）は除くものとする。

利率決定基準日において、上記レートが2つしか提示されなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率確認事務取扱者の決定により、提示された上記レートの算術平均値（上述のとおり四捨五入する。）とする。

利率決定基準日において、上記レートが1つしか提示されなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率確認事務取扱者の決定により、提示された上記レートとする。

利率決定基準日において、いずれのスワップ・ブローカーも利率確認事務取扱者に上記レートを提示しない場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日の前営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバークGDCO 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な直近の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。ただし、利率確認事務取扱者または発行会社が、上記レートが提示されない理由が1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートの廃止、または参照レートフォールバック事由（以下に定義される。）の発生によるものであると判断した場合は、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは下記(c)に従い決定される。

本書において、

「参照レートフォールバック事由」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに関連して、発行会社または利率確認事務取扱者のいずれかの決定により、以下のいずれかに該当する事由をいう。

- () 1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（またはその構成部分）が、連続する6営業日以上の間について存在しなくなるかもしくは公表が停止されるかまたは恒久的にもしくは無期限に廃止された場合。
- () 1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）の管理者または 当該管理者の監督者、倒産管財人、破綻処理当局、中央銀行もしくは管轄権を有する裁判所によってもしくはこれらを代理して、(x)管理者が1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）の提供を停止した旨、もしくは恒久的もしくは無期限に停止する予定である旨、(y)1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）（該当する場合）が廃止された旨、もしくは恒久的もしくは無期限に廃止される予定である旨、または(z)1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）の使用が禁止された旨もしくは禁止される予定である旨、もしくはその使用が一般的にもしくは本社債について制限もしくは悪影響を受けた旨もしくは制限もしくは悪影響を受けることになる旨の公式声明または情報の公表が行われた場合（なお、当該公式声明または公表において、上記(x)(y)または(z)の事由または状況が当該公式声明または公表の3ヶ月後の日より後に生じる予定であると発表された場合、参照レートフォールバック事由は、（当該公式声明または公表の日ではなく）かかる事由または状況が生じる日として特定された日の3ヶ月前に該当する日に発生したものとみなされる。）（ただし、当該事由の発生時点において、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（またはその構成部分）を提供する後継管理者がいないことを条件とする。）。
- () 1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（またはその構成部分）の決定に責任を負う利率確認事務取扱者またはその他の者が、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（またはその構成部分）を使用して、本社債権者になされるべき支払いを計算することが違法となったかまたは利率決定基準日前に違法となった場合。
- () 1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）または1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）の管理者に関して、公式登録簿におけるいずれかの認可、登録、認識、是認、同等性の決定、承認もしくは記載が取得されておらずもしくは取得される予定がなく、もしくは関連する所轄官庁もしくはその他の関連する公的機関によって拒否、拒絶、停止、撤回され、もしくはその予定である（いずれの場合も、その結果として、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（もしくはその構成部分）の使用が適用法令に基づいて認められないかもしくは認められない予定となり、それにより1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（またはその構成部分）の決定に責任を負う利率確認事務取扱者またはその他の者が本社債に関するその義務を履行できない場合）旨の公式声明または情報の公表が行われた場合。

上記のいずれの事由も発生していない場合には、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートの算定方法が変更されたとしても、参照レートフォールバック事由とはみなされない。

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が発行会社のために合理的に指名した、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（当該レートは年利で表示されるものとする。）を提示することができるブローカーをいう。

- (c) 利率確認事務取扱者または発行会社が、利率決定基準日前のいずれかの時点で、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが廃止されたか、または参照レートフォールバック事由が発生したと判断した場合、利率確認事務取扱者は、ベンチマークまたはスクリーン・

レート of theいずれかに係る通貨（以下「指定通貨」という。）の管轄権内または地域内において、中央銀行、準備銀行、通貨当局または類似の機関（その委員会またはワーキング・グループを含み、以下それぞれを「関連指定機関」という。）により選択または推奨され、業界に受け入れられた基準に一致する代替参照レート（スプレッドまたは調整を含む。）であるとして、発行会社または利率確認事務取扱者のいずれかが決定する代替参照レートを、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートの代替として使用する。ただし、関連指定機関によって2以上の代替参照レートが選択される場合、発行会社または利率確認事務取扱者のいずれかが、本社債の経済的特徴を維持するために最も適切な代替参照レートがいずれかを決定するものとする。発行会社または利率確認事務取扱者のいずれかが当該代替参照レートを決定することができない場合（利率確認事務取扱者の場合、発行会社にその旨を通知した場合）には、発行会社または利率確認事務取扱者のいずれかは、合理的に実行可能な限り速やかに（いかなる場合も利率決定基準日の前営業日より前に）、代理人（以下「ミッド・スワップ・レート決定代理人」という。）を指名し、当該代理人は、当該決定の日以降の利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを決定するために、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに実質的に相当する代替レートまたは承継レートが利用可能か否かを判断する。業界で受け入れられている承継レートが存在するとミッド・スワップ・レート決定代理人が判断した場合、ミッド・スワップ・レート決定代理人は、改定後適用利率を決定するために利率確認事務取扱者が使用する当該承継レートを、発行会社および（該当する場合は）利率確認事務取扱者に対し通知する。

ミッド・スワップ・レート決定代理人、発行会社または利率確認事務取扱者が、当該決定の日以降の利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを決定するために、代替レートまたは承継レート（当該レートを以下「後継レート」という。）を上記に従って決定した場合、

- () ミッド・スワップ・レート決定代理人、発行会社または利率確認事務取扱者（場合による。）は、営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日数計算および後継レートを取得するための方法（当該後継レートを1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート相当とするために必要な調整要素を含む。）を含む（ただし、これらに限定されない。）社債の要項の変更（もしあれば）についても決定する。該当する場合、これには、後継レートに対する当該エクスポージャーを提供する発行会社の増加費用を反映することを含む。いずれの場合も、当該後継レートについて業界で認められた慣行に一致した誠実かつ商業的に合理的方法で行動する。
- () 本書における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートへの言及は、上記()記載の当該レートを決定するための代替方法を含め、関連する後継レートへの言及とみなされる。
- () ミッド・スワップ・レート決定代理人または利率確認事務取扱者のいずれかは、合理的に実行可能な限り速やかに、後継レートおよび上記()記載の内容を発行会社に通知する。
- () 発行会社は、上記「公告の方法」に基づき、合理的に可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合においても遅くとも利率決定基準日の前営業日の午前10時00分（東京時間）までに、後継レートおよび上記()記載の内容を本社債権者に通知する。

ミッド・スワップ・レート決定代理人、発行会社または利率確認事務取扱者（場合による。）による、後継レートおよび上記のその他の事項の決定は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、利率確認事務取扱者、財務代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。ただし、発行会社、利率確認事務取扱者またはミッド・スワップ・レート決定代理人が、後日、後継レートが1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに実質的に相当しなくなったと判断するか、または業界で認められた承継レートを構成しないと判断する場合はこの限りではなく、その場合、利率確認事務取扱者または発行会社のいずれかは、本(c)の記載と同一の方法で

後継レートを確認するためまたは代替の後継レートを決定するために、ミッド・スワップ・レート決定代理人を適宜、指名または再指名するものとする（元のミッド・スワップ・レート決定代理人または利率確認事務取扱者と同一の会社となる場合も、同一でない場合もありうる。）。利率確認事務取扱者または発行会社が代替の後継レートを決定できない場合または決定しない場合は、後継レートは変更されない。

(x) 利率確認事務取扱者または発行会社によりミッド・スワップ・レート決定代理人が指名され、当該代理人が、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが廃止されたにもかかわらず何らかの理由で後継レートが決定されていないと判断した場合、または(y) 1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートの後継レートへの後継または当該後継を実施するために必要なその他の社債の要項の修正によって、本社債の未償還元金総額の全部または一部がMREL/TLAC要件（下記「償還の方法（2）」に定義されるが、その時点において適用ある規則により呼称または定義される。）を充足するために利用可能な適格債務から除外されることになると発行会社が判断した場合、発行会社は、後継レートまたはその他の承継、後継もしくは代替的なベンチマークもしくはスクリーン・レートを採用しないことを決定することができ、そのような場合には、改定後利率適用期間の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを、利率決定基準日の前営業日の午前10時00分（東京時間）のブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（その日に表示されない場合は、利率確認事務取扱者が決定する頁にて入手可能な直近の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート）とすることができる。

以下の者を、ミッド・スワップ・レート決定代理人とすることができる。（ ）利率確認事務取扱者もしくは発行会社のいずれかが指定する指定通貨に関する主たる金融センター内の主要銀行、ブローカー・ディーラーもしくはベンチマーク代理人、（ ）発行会社、（ ）発行会社もしくは利率確認事務取扱者の関連会社、または（ ）発行会社が、その単独の完全な裁量により、かかる職務を遂行する能力を有すると判断するその他の会社。

本(c)の規定（および本(c)で言及されるすべての規定）におけるこれに反する規定にかかわらず、発行会社、利率確認事務取扱者またはミッド・スワップ・レート決定代理人（場合による。）は、参照レートフォールバック事由に関連して規定された本社債に関するすべての決定もしくは調整（またはその双方）を行いすべての措置を講じることが（発行日の前に当該参照レートフォールバック事由が生じた場合であっても）可能である。

- (d) 本「利息支払の方法（3）」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後5営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、かかる事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、かかる事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (e) 本「利息支払の方法（3）」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法（3）」に基づく発行会社の一切の義務（ミッド・スワップ・レート決定代理人によって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法（3）」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率

確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

- (4) 本社債の利息は、償還期日（当日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、かかる未償還の本社債の元金額について償還期日（当日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、（ ）2023年（未定）月（未定）日（当日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含む。）までの期間については1年365日の日割計算により、上記「利息支払の方法（2）」に定める利率により、（ ）（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含む。）以降については1年365日の日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法（3）」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円で支払われる。ただし、その期間は、保振機構業務規程等における支払代理人としての資格において行為する財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は、財務代理人が下記「摘要（4）元利金の支払方法 4」の規定に従い最終の公告を行った日から14暦日後の日を超えない。

償還の方法

< 円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還または買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に本社債の金額の100%と等しい金額により償還される。

(2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の本社債の任意償還

MREL/TLAC不適格事由（以下に定義される。）が発生した場合、発行会社は、（下記「償還の方法(6)」の規定に従うことを条件として）いつでも、その選択により、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に対して30暦日以上45暦日以内の事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）を行うことにより、本社債の金額の100%と等しい金額に償還期日（当日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して、未償還の本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。

本「償還の方法（2）」に基づき発行会社の選択により償還を行う場合には、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または（場合により）償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨を記載した発行会社の適法に授權された役員により署名された証明書を、償還期日の少なくとも5営業日（下記「摘要（4）元利金の支払方法 3」に定義される。）前までに、財務代理人に交付する（当該交付は取り消すことができない。）。本「償還の方法（2）」に従い発行会社が財務代理人に対して交付するかかる証明書は、財務代理人の本店に備え置かれ、償還期日後1年が経過するまでの間、財務代理人の通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

本「償還の方法（2）」の手續に要する一切の費用は、別段の定めがある場合を除き、これを発行会社の負担とする。

本書において、

「MREL/TLAC不適格事由」とは、発行会社がMREL/TLAC要件（以下に定義されるが、その時点において適用ある規則により呼称または定義される。）に服する場合において、本社債の発行日以後に効力が生じるフランス共和国またはEUの法律または規則の変更（ただし、本社債の発行日において発行会社が合理的に予

見可能でなかった変更に限る。)により、本社債の未償還元金総額の全部または一部がMREL/TLAC要件を充足する適格債務から除外される見込みであると発行会社が判断した場合をいう。ただし、本社債の除外が、()当該本社債の残存期間が、MREL/TLAC要件に基づいて適用される適格基準により規定される期間に達していないことを根拠とする場合、または()MREL/TLAC要件を充足するものとして許可または許容される適格債務の金額に関する制限を根拠とする場合は、MREL/TLAC不適格事由は生じないものとする。

「MREL/TLAC要件」とは、BRRD(以下に定義される。)その他のEUの法律または規則および関連するフランス共和国の施行法令規則において定められ、発行会社または本グループ(以下に定義される。)に適用される自己資本および適格債務の最低基準または総損失吸収力に関する要件をいう。

「BRRD」とは、2014年5月15日付金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組を定める欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU(その随時の改正またはこれに代わり発効するその他の指令(2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会の指令(EU)2019/879)によるものを含む。)を含む。)をいう。

「CRD」とは、2013年6月26日付金融機関の活動に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関する欧州議会および欧州連合理事会の指令2013/36/EU(その随時の改正(2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会の指令(EU)2019/878)によるものを含む。)を含む。)をいう。

「CRD/CRR実施規則」とは、CRDまたはCRR(以下に定義される。)を実施するための随時施行される自己資本規制(発行会社に適用され、発行会社の規制資本に含まれるために金融商品が充足すべき要件を規定する、欧州委員会により採択された委任立法または実施法令(規制技術基準)、国の法令、ならびに関連規制当局(以下に定義される。)により公布された規則およびガイドラインを含むが、これらに限定されない。)をいう。

「CRR」とは、2013年6月26日付金融機関および投資会社の適正資本要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則2013/575(2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU)2019/876、規則(EU)648/2012ならびにCOVID-19パンデミック対応の一定の調整に関する2020年6月24日付欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU)2020/873および(EU)2019/876を含む、その随時の改正を含む。)をいう。

「CRD/CRR規制」とは、CRD、CRRおよびCRD/CRR実施規則のいずれかまたはそれらの組み合わせをいう。

「本グループ」とは、発行会社およびその連結子会社をいう。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督もしくは発行会社および本グループに対する関連規制(以下に定義される。)の適用に第一義的な責任を有するその他の当局(破綻処理当局を含むが、これに限定されない。)をいう。

「関連規制」とは、いかなる時点においても、適正資本に関して発行会社に随時適用される法律、規制、要件、ガイドラインおよび関連規制当局の方針を意味し、疑義を避けるため付言すると、CRD/CRR規制もしくはBRRDに含まれる適用ある規制またはそれらを実施する適用ある規制(その随時の改正またはこれに代わる規制を含む。)を含む。

(3) 課税上の理由による償還

発行会社がフランス共和国またはフランス共和国のもしくはフランス共和国内の課税当局の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更(ただし、発行日以後に効力を生じる変更に限る。)の結果、追加額(下記「摘要(9)課税2」に定義される。)を支払うことを要求される場合には、発行会社は、(下記「償還の方法(6)」の規定に従うことを条件として)いつでも、その選択により、本社債の金額の100%と等しい金額に償還期日(当日を含む。)までの経過利息を付して、未償還の本社債の全部

(一部のものは不可。)を償還することができる。ただし、かかる償還期日(本「償還の方法(3)」に基づき償還期日に関する公告を行うものとする。)は、発行会社がかかる支払いを、それに課されるかかる税金を源泉徴収されることなく、実務上行うことができる最終の日より前であってはならないものとする。

かかる償還の場合、本社債に関して支払われる利息は上記「利息支払の方法」に規定されるところにより計算されるものとする。

下記「摘要(9)課税」に定める発行会社による追加額支払いの約束にかかわらず、本社債に関する次の支払期日において、フランス共和国の法律または規則により発行会社が追加額の支払いを行うことが許容されない場合には、発行会社は、事前に財務代理人に通知することにより、()かかる法律もしくは規則の変更もしくは改正もしくは公的解釈もしくは適用の変更の施行期日または()発行会社が当該追加額の支払義務を負うこととなった日のいずれか遅い方の日から60暦日以内に、(下記「償還の方法(6)」の規定に従うことを条件として)いつでも、実務上可能な限り速やかに、本社債の金額の100%と等しい金額に償還期日(当日を含む。)までの経過利息を付して、未償還の本社債の全部(一部のものは不可。)を償還することができる。ただし、かかる償還期日(本「償還の方法(3)」に基づき償還期日に関する公告を行うものとする。)は、発行会社が本社債に関して支払われるべき利息を実務上全額支払うことができる最終の日より前であってはならないものとし、かかる日を既に経過している場合は、それ以降で実務上可能な限り早い日とする。

本「償還の方法(3)」に基づき発行会社の選択により償還を行う場合には、発行会社は、()発行会社が当該追加額の支払義務を負っている旨または負うこととなる旨、()発行会社が本「償還の方法(3)」に基づいて本社債の償還権を行使する旨、()償還期日および()本「償還の方法(3)」に基づく発行会社の償還権が生じた根拠(合理的な範囲内で詳細に記述する。)を記載した発行会社の適法に授權された役員により署名された証明書を、定評のある独立の法律顧問の上記()ないし()に記載した事項を確認する意見書とともに、財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに交付されるものとし、財務代理人は、当該償還期日の少なくとも14暦日前までに本社債の償還権の行使に関して本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。

本「償還の方法(3)」に従い発行会社が財務代理人に対して交付するかかる証明書および意見書は、財務代理人の本店に備え置かれ、償還期日後1年が経過するまでの間、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

本「償還の方法(3)」の手續に要する一切の費用は、別段の定めがある場合を除き、これを発行会社の負担とする。

(4) 買入および消却

発行会社は、公開市場その他において本社債を(下記「償還の方法(6)」の規定に従うことを条件として)随時いかなる価額によっても買入れることができる(ただし、その義務を負うものではない。)。発行会社が買入れた当該本社債は、適用ある法令に従って保有および転売するか、または消却することができる。発行会社が消却のため買入れた当該本社債は(下記「償還の方法(6)」の規定に従うことを条件として)すべて直ちに消却されるものとし(ただし、適用ある法律により規定される場合および保振機構業務規程等に規定される場合を除く。)、再発行または転売することはできない。

(5) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金を期限前に償還することができず、また、本社債の元金または利息の全部または一部を期限前に支払うことができない。

(6) 上記「償還の方法(2)」、「償還の方法(3)」および「償還の方法(4)」に基づく本社債の期限前の買入、消却または償還は、かかる時点において必要とされる限りにおいて、関連規制当局による事前の

許可を条件とする。疑義を避けるために付言すると、関連規制当局が事前の許可を与えることを拒否した場合、いかなる目的においても債務不履行にはあたらない。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還または買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%と等しい金額により償還される。

(2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の本社債の任意償還

MREL/TLAC不適格事由(以下に定義される。)が発生した場合、発行会社は、(下記「償還の方法(7)」の規定に従うことを条件として)いつでも、その選択により、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に対して30暦日以上45暦日以内の事前の公告(当該公告は取り消すことができない。)を行うことにより、本社債の金額の100%と等しい金額に償還期日(当日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して、未償還の本社債の全部(一部のみは不可。)を償還することができる。

本「償還の方法(2)」に基づき発行会社の選択により償還を行う場合には、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または(場合により)償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨を記載した発行会社の適法に授權された役員により署名された証明書を、償還期日の少なくとも5営業日前までに、財務代理人に交付する(当該交付は取り消すことができない。)。本「償還の方法(2)」に従い発行会社が財務代理人に対して交付するかかる証明書は、財務代理人の本店に備え置かれ、償還期日後1年が経過するまでの間、財務代理人の通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

本「償還の方法(2)」の手續に要する一切の費用は、別段の定めがある場合を除き、これを発行会社の負担とする。

本書において、

「MREL/TLAC不適格事由」とは、発行会社がMREL/TLAC要件(その時点において適用ある規則により呼称または定義される。)に服する場合において、本社債の発行日以後に効力が生じるフランス共和国またはEUの法律または規則の変更(ただし、本社債の発行日において発行会社が合理的に予見可能でなかった変更に限る。)により、本社債の未償還元金総額の全部または一部がMREL/TLAC要件を充足する適格債務から除外される見込みであると発行会社が判断した場合をいう。ただし、本社債の除外が、()当該本社債の残存期間が、MREL/TLAC要件に基づいて適用される適格基準により規定される期間に達していないことを根拠とする場合、または()MREL/TLAC要件を充足するものとして許可または許容される適格債務の金額に関する制限を根拠とする場合は、MREL/TLAC不適格事由は生じないものとする。

「MREL/TLAC要件」とは、BRRD(以下に定義される。)その他のEUの法律または規則および関連するフランス共和国の施行法令規則において定められ、発行会社または本グループ(以下に定義される。)に適用される自己資本および適格債務の最低基準または総損失吸収力に関する要件をいう。

「BRRD」とは、2014年5月15日付金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組を定める欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU(その随時の改正またはこれに代わり発効するその他の指令(2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会の指令(EU)2019/879)によるものを含む。)を含む。をいう。

「CRD」とは、2013年6月26日付金融機関の活動に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関する欧州議会および欧州連合理事会の指令2013/36/EU（その随時の改正（2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会の指令（EU）2019/878）によるものを含む。）を含む。）をいう。

「CRD/CRR実施規則」とは、CRDまたはCRR（以下に定義される。）を実施するための随時施行される自己資本規制（発行会社に適用され、発行会社の規制資本に含まれるために金融商品が充足すべき要件を規定する、欧州委員会により採択された委任立法または実施法令（規制技術基準）、国の法令、ならびに関連規制当局（以下に定義される。）により公布された規則およびガイドラインを含むが、これらに限定されない。）をいう。

「CRR」とは、2013年6月26日付金融機関および投資会社の適正資本要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則2013/575（2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会の規則（EU）2019/876、規則（EU）648/2012ならびにCOVID-19パンデミック対応の一定の調整に関する2020年6月24日付欧州議会および欧州連合理事会の規則（EU）2020/873および（EU）2019/876を含む、その随時の改正を含む。）をいう。

「CRD/CRR規制」とは、CRD、CRRおよびCRD/CRR実施規則のいずれかまたはそれらの組み合わせをいう。

「本グループ」とは、発行会社およびその連結子会社をいう。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督もしくは発行会社および本グループに対する関連規制（以下に定義される。）の適用に第一義的な責任を有するその他の当局（破綻処理当局を含むが、これに限定されない。）をいう。

「関連規制」とは、いかなる時点においても、適正資本に関して発行会社に随時適用される法律、規制、要件、ガイドラインおよび関連規制当局の方針を意味し、疑義を避けるため付言すると、CRD/CRR規制もしくはBRRDに含まれる適用ある規制またはそれらを実施する適用ある規制（その随時の改正またはこれに代わる規制を含む。）を含む。

(3) 課税上の理由による償還

発行会社がフランス共和国またはフランス共和国のもしくはフランス共和国内の課税当局の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更（ただし、発行日以後に効力を生じる変更に限る。）の結果、追加額（下記「摘要（9）課税 2」に定義される。）を支払うことを要求される場合には、発行会社は、（下記「償還の方法(7)」の規定に従うことを条件として）いつでも、その選択により、本社債の金額の100%と等しい金額に償還期日（当日を含む。）までの経過利息を付して、未償還の本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、かかる償還期日（本「償還の方法（3）」に基づき償還期日に関する公告を行うものとする。）は、発行会社がかかる支払いを、それに課されるかかる税金を源泉徴収されることなく、実務上行うことができる最終の日より前であってはならないものとする。

かかる償還の場合、本社債に関して支払われる利息は上記「利息支払の方法」に規定される場所により計算されるものとする。

下記「摘要（9）課税」に定める発行会社による追加額支払いの約束にかかわらず、本社債に関する次の支払期日において、フランス共和国の法律または規則により発行会社が追加額の支払いを行うことが許容されない場合には、発行会社は、事前に財務代理人に通知することにより、（ ）かかる法律もしくは規則の変更もしくは改正もしくは公的解釈もしくは適用の変更の施行期日または（ ）発行会社が当該追加額の支払義務を負うこととなった日のいずれか遅い方の日から60暦日以内に、（下記「償還の方法(7)」の規定に従うことを条件として）いつでも、実務上可能な限り速やかに、本社債の金額の100%と等しい金額に償還期日（当日を含む。）までの経過利息を付して、未償還の本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、かかる償還期日（本「償還の方法（3）」に基づき償還期日に関する公

告を行うものとする。)は、発行会社が本社債に関して支払われるべき利息を実務上全額支払うことができる最終の日より前であってはならないものとし、かかる日を既に経過している場合は、それ以降で実務上可能な限り早い日とする。

本「償還の方法(3)」に基づき発行会社の選択により償還を行う場合には、発行会社は、()発行会社が当該追加額の支払義務を負っている旨または負うこととなる旨、()発行会社が本「償還の方法(3)」に基づいて本社債の償還権を行使する旨、()償還期日および()本「償還の方法(3)」に基づく発行会社の償還権が生じた根拠(合理的な範囲内で詳細に記述する。)を記載した発行会社の適法に授權された役員により署名された証明書を、定評のある独立の法律顧問の上記()ないし()に記載した事項を確認する意見書とともに、財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに交付されるものとし、財務代理人は、当該償還期日の少なくとも14暦日前までに本社債の償還権の行使に関して本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。

本「償還の方法(3)」に従い発行会社が財務代理人に対して交付するかかる証明書および意見書は、財務代理人の本店に備え置かれ、償還期日後1年が経過するまでの間、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

本「償還の方法(3)」の手續に要する一切の費用は、別段の定めがある場合を除き、これを発行会社の負担とする。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社は、その選択により、かつ(下記「償還の方法(7)」の規定に従うことを条件として)上記「公告の方法」に基づき本社債権者に対して30暦日以上45暦日以内の事前の公告(当該公告は取消不能とし、償還期日を明記するものとする。)を行うことにより、未償還の本社債の全部(一部のみは不可)を任意償還日に本社債の金額の100%と等しい金額に当該任意償還日(当日を含む。)までの経過利息を付して償還することができる。

本書において、

「任意償還日」とは、(未定)年(未定)月(未定)日をいう。

(5) 買入および消却

発行会社は、公開市場その他において本社債を(下記「償還の方法(7)」の規定に従うことを条件として)随時いかなる価額によっても買入れることができる(ただし、その義務を負うものではない。)。発行会社が買入れた当該本社債は、適用ある法令に従って保有および転売するか、または消却することができる。発行会社が消却のため買入れた当該本社債は(下記「償還の方法(7)」の規定に従うことを条件として)すべて直ちに消却されるものとし(ただし、適用ある法律により規定される場合および保振機構業務規程等に規定される場合を除く。)、再発行または転売することはできない。

(6) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金を期限前に償還することができず、また、本社債の元金または利息の全部または一部を期限前に支払うことができない。

(7) 上記「償還の方法(2)」、「償還の方法(3)」、「償還の方法(4)」および「償還の方法(5)」に基づく本社債の期限前の買入、消却または償還は、かかる時点において必要とされる限りにおいて、関連規制当局による事前の許可を条件とする。疑義を避けるために付言すると、関連規制当局が事前の許可を与えることを拒否した場合、いかなる目的においても債務不履行にはあたらない。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

< 円貨社債 >

本社債は上位優先債務（以下に定義される。）であり、本社債および（適用ある場合）利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先の債務であり、現在および将来において常に、

- （イ） 本社債相互の間で、またその他の上位優先債務と、それぞれ同順位であり、
- （ロ） 非上位優先債務（以下に定義される。）に優先し、
- （ハ） その他の優先権に関する特例の利益を享受する現在および将来の請求権に劣後する。

発行会社の任意の清算手続もしくは裁判上の清算手続（*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*）、破産手続、または発行会社に影響を与えるその他の同様の手続が行われる場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債に基づく支払いに関する本社債権者の権利は、

- （イ） その他の優先権に関する特例の利益を享受する現在および将来の請求権に劣後し、
- （ロ） 非上位優先債務に優先する。

本書において、

「上位優先債務」とは、発行会社の優先債務または発行会社が発行するその他の金融商品のうち、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-3°項に規定される債務の区分に該当するかまたは該当するものとして表示されるものをいう。

「非上位優先債務」とは、発行会社の優先（*chirographaires*）債務（本社債を含む。）または発行会社が発行するその他の金融商品のうち、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項に規定される債務の区分に該当するかまたは該当するものとして表示されるものをいう。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

本社債は非上位優先債務（以下に定義される。）であり、本社債および（適用ある場合）利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先の債務であり、現在および将来において常に、

- （イ） 本社債相互の間で、またその他の非上位優先債務と、それぞれ同順位であり、
- （ロ） 発行会社の適格債権者（以下に定義される。）、一般劣後債務（以下に定義される。）および非上位優先債務に劣後するその他の現在または将来の請求権に優先し、
- （ハ） 上位優先債務（以下に定義される。）を含む、優先権に関する特例の利益を享受する現在および将来の請求権に劣後する。

発行会社の任意の清算手続もしくは裁判上の清算手続（*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*）、破産手続、または発行会社に影響を与えるその他の同様の手続が行われる場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債に基づく支払いに関する本社債権者の権利は、

- （イ） 上位優先債務に劣後し、
- （ロ） 発行会社の適格債権者、一般劣後債務および非上位優先債務に劣後するその他の現在または将来の請求権に優先する。

本書において、

「非上位優先債務」とは、発行会社の優先（*chirographaires*）債務（本社債を含む。）または発行会社が発行するその他の金融商品のうち、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項に規定される債務の区分に該当するかまたは該当するものとして表示されるものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社の優先債務または発行会社が発行するその他の金融商品のうち、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に規定される債務の区分に該当するかまたは該当するものとして表示されるものをいう。

「適格債権者」とは、一般劣後債務を構成する発行会社の債務または金融商品に優先するかまたは優先するものとして表示される劣後請求権（フランス商法典第L. 228-97条に基づき発行される劣後証券を含む。）を有する債権者をいう。

「一般劣後債務」とは、発行会社が発行する劣後債務（フランス商法典第L. 228-97条に基づき発行される劣後証券を含む。）またはその他の金融商品のうち、それら相互の間で同順位であるかまたは同順位として表示される発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務であるが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés" または engagements subordonnés de dernier rang*）に優先するかまたは優先するものとして表示されるものをいう。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

該当事項なし。

(2) その他の条項

該当事項なし。

社債権者集会

- (1) 共同または単独で未償還の本社債の総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が書面により社債権者集会の開催を財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は発行会社を代理する財務代理人に対し保振機構または当該本社債権者が本社債を記録するべくその口座を開設した関連ある口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）が発行する当該本社債権者による当該本社債の保有を証する関連する証明書（以下「保有証明書」という。）を呈示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認め、財務代理人に対し、社債権者集会の開催予定日の35暦日前までに書面による通知をなした場合、発行会社は、本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の21暦日前までに行う。発行会社は、発行会社を代理する財務代理人をして、発行会社に代わって社債権者集会の招集および開催の事務手続を行わせるものとする。

- (2) 本社債権者は、当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従い、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法をもって、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する本社債の金額（償還済みの額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の7暦日前までに保有証明書を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ当該集会の開催日に当該集会において発行会社または発行会社を代理する財務代理人に対し当該保有証明書を呈示しなければならない、さらに、当該本

社債権者は、交付を受けた当該保有証明書を保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

- (3) 社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。
- (イ) すべての本社債に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた義務または責任の免除または和解（下記(ロ)に記載の事項を除く。）。
- (ロ) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産手続、更生手続もしくは同様の手続に関する行為。
- (ハ) 社債権者集会の決議により指名され授權される、社債権者集会において決議すべき事項についての決定を行う1名もしくは複数名の本社債権者の代表者（ただし、かかる者は、本社債の総額（償還済みの額を除く。）の1,000分の1以上にあたる本社債を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）もしくは社債権者集会の決議により指名および授權される、社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委任した事項の変更。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、「特別決議」とは、社債権者集会において、未償還の本社債の総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上および当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議をいう。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人により、または書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法によって議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または（発行会社が電磁的方法によるその同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法によってその同意の意思表示をした場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (5) 本「社債権者集会」に従って行われたかまたは行われたとみなされる決議は、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法により許容される限りにおいて、すべての本社債権者に対し拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債（もしあれば）はこれを除外し、未償還でないものとみなす。
- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。
- (9) 疑義を避けるため付言すると、下記「摘要（1）ペイルインまたは損失吸収の認識」に定めるところに従い、関連破綻処理当局（下記「摘要（1）ペイルインまたは損失吸収の認識」において定義される。）によりペイルインまたは損失吸収権限（下記「摘要（1）ペイルインまたは損失吸収の認識」において定義される。）が行使された場合、消却、減額、転換および社債の要項の修正は、社債権者集会の決議な

く、また本社債権者の同意または承認の必要なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権、およびフランス法に準拠しフランス法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除き、本社債および本社債に基づく本社債権者を含むすべての関係当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に関する義務の履行地は、日本国東京都とする。

東京地方裁判所は、本社債もしくは社債の要項に起因し、またはこれらに関する一切の紛争の解決に非専属的管轄権を有し、本社債もしくは社債の要項に起因し、またはこれらに関する一切の訴訟または裁判手続は、かかる裁判所に提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項に起因し、またはこれらに関して日本国において提起されるかかる訴訟またはその他の裁判手続に関して、日本国において訴状その他の裁判上の書類の送達を受けることを目的とした場所として、日本国〒100-6741東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウ ノースタワーに現在所在するビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店のその時々住所を指定し、かかる訴状その他の裁判上の書類の送達を受けるための権限ある代理人として、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店の支店長を指名する。発行会社は、本社債のいずれかが未償還である限り、随時、かかる指名および指定が完全な効力を有し、かつ、それを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことを合意する。かかる代理人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある代理人として行為し続けることが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある代理人を指名し、かつ当該指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の代理人を指名したことを通知し、上記「公告の方法」に従いその旨の本社債権者に対する公告を行う。

本「準拠法および管轄裁判所」の規定は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟もしくはその他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類を送達する権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) ベイルインまたは損失吸収の認識

1. 承認

各本社債権者（本「摘要（1）ベイルインまたは損失吸収の認識」において、本社債の現在または将来の実質的保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、下記の内容を承認、承諾、同意および合意する。

(イ) 以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組み合わせを含み、また結果として以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組み合わせに至る関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルインまたは損失吸収権限（以下に定義される。）の行使の効果に拘束されること。

() 本支払金額（以下に定義される。）の全部または一部の減額

() 社債の要項の改定、修正、または変更によるものを含む、本支払金額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（および当該株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）（この場合、本社債権者は、本社債に基づく権利と引換えに、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。）

() 本社債の消却

() 本社債の償還期日の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは利息の支払期限の改定(支払いを一時的に停止することによるものを含む。)

(ロ) 社債の要項は、関連破綻処理当局によるバйлインまたは損失吸収権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、社債の要項が変更されることがあること。

本「摘要(1)バйлインまたは損失吸収の認識」において、「本支払金額」とは、本社債の元金および(その時点までに消却またはその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く)本社債に係る未払いの経過利息をいう。

2. バйлインまたは損失吸収権限

本書において、「バйлインまたは損失吸収権限」とは、

(a) 透明性、腐敗の防止および経済生活の近代化に関する2016年12月9日付法律2016-1691 (*Loi no. 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*) (その随時の改正を含む。)によって承認された、BRRDの国内法化(2015年8月20日付フランス政令2015-1024 (*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*)) (その随時の改正を含む。この政令は法律2016-1691によって承認された。)に基づくものを含むが、これらに限定されない。)、

(b) 単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めるとともに規則(EU) 1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU) 806/2014 (2019年5月20日付規則(EU) 2019/877によるものを含め、その随時の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。)、または

(c) フランス法に基づくその他の法令もしくは規則ならびに各場合においてそれらに基づいて設けられた指令、規則および基準であり、それらに基づき、規制対象会社(以下に定義される。)(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の債務の減額(一部もしくは全部)、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他の何らかの修正、または規制対象会社(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の有価証券の当該規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるもの(破綻処理措置の実施等の後に適用されるバйлイン・ツールに関連するものであるか否かを問わない。)に関連するフランス共和国の有効な法律、規制、規則または要件に基づいてその時々存在する権限をいう。

本「摘要(1)バйлインまたは損失吸収の認識」において、「規制対象会社」とは、フランス通貨金融法典第L.613-34条第1項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国で設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

本書において、「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構(*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時のバйлインもしくは損失吸収権限を行使するもしくはバйлインもしくは損失吸収権限の行使に参加する権限を有するその他の当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)をいう。

3. 利息およびその他の本支払金額の残高の支払い

本支払金額の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時に、発行会社または本グループの構成員に適用される有効なフランス共和国および欧州連合の法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことを許される場合を除き、いかなる本支払金額の返済または支払いも、関連破綻処理当局による発行会社に関するバйлインまたは損失吸収権限の行使後は、支払期限が到来せず、本支払金額は支払われないものとする。

4. 債務不履行事由を構成しないこと

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者の別の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利をもたらすものではなく、当該救済は社債の要項により明示的に放棄されるものとする。

5. 本社債権者に対する通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルインまたは損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、ペイルインまたは損失吸収権限のかかる行使について本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って実務上可能な限り速やかに公告するものとする。また、発行会社は、かかる公告の写しを情報提供のため財務代理人に交付するものとするが、財務代理人は、かかる公告を本社債権者に送付する義務を負わないものとする。発行会社が公告を遅滞した場合、または公告を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ペイルインまたは損失吸収権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また本「摘要（１）ペイルインまたは損失吸収の認識 1. および2.」に規定される本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

6. 財務代理人の義務

各本社債権者（本社債の各実質所有者を含む。）は、関連破綻処理当局によりペイルインまたは損失吸収権限が行使された場合に、関連破綻処理当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使に関連して（a）財務代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける必要がないこと、および（b）財務代理人は財務代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことに同意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使の完了後に未償還の本社債がある場合（例えば、ペイルインまたは損失吸収権限の行使の結果、本社債についての部分的な元本の減額のみとなる場合）、財務代理契約に基づく財務代理人の義務は、発行会社および財務代理人が財務代理契約の改定契約に合意する場合に、その合意の範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用されるものとする。

7. 按分

関連破綻処理当局によるペイルインまたは損失吸収権限が本支払金額総額よりも少ない金額に関して行使された場合、発行会社または関連破綻処理当局より異なる指示を受けた場合を除き、ペイルインまたは損失吸収権限に基づく本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

8. 包括的条項

本「摘要（１）ペイルインまたは損失吸収の認識」に規定される事項は、上記の事項に対して包括的であり、発行会社といずれかの本社債権者との間のその他の契約、取決めもしくは合意を除外するものである。

(2) 信用格付

< 円貨社債 >

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

(ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）、フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）およびS&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下

「S&P」という。) (これらの格付業者はいずれも信用格付業者として登録されていない(これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。))。)に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付が付与される予定である。

本社債に関しては、ムーディーズからAa3、フィッチからAA-、また、S&PからA+の格付を付与されるものと想定される。

なお、発行体の長期格付に関しては、本書提出日現在、ムーディーズからAa3 (アウトルック「安定的」)、フィッチからAA- (アウトルック「安定的」)、また、S&PからA+ (アウトルック「安定的」) の格付をそれぞれ付与されている。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金商業等府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)を有しており、ムーディーズ、フィッチおよびS&Pは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人(金商業等府令第116条の3第2項に定義される。)である。ムーディーズ、フィッチおよびS&Pそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている()ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、()フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および()S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド(以下「ムーディーズ」という。)、フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド(以下「フィッチ」という。)およびS&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)(これらの格付業者はいずれも信用格付業者として登録されていない(これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。))。)に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付が付与される予定である。

本社債に関しては、ムーディーズからBaa1、フィッチからA+、また、S&PからA-の格付を付与されるものと想定される。

なお、発行体の長期格付に関しては、本書提出日現在、ムーディーズからAa3（アウトルック「安定的」）、フィッチからAA-（アウトルック「安定的」）、また、S&PからA+（アウトルック「安定的」）の格付をそれぞれ付与されている。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金商業等府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第2号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第7号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第5号)を有しており、ムーディーズ、フィッチおよびS&Pは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、フィッチおよびS&Pそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 債務不履行事由の不存在および執行

本社債に関する支払いについて期限の利益を喪失させる債務不履行事由はない。ただし、発行会社の任意の清算手続または裁判上の清算手続（*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*）に関する命令が下されるかまたは有効な決議がなされた場合、本社債権者は、財務代理人に対しその本店において、保有証明書とともに、書面による通知を行うことにより、当該本社債権者の保有する本社債について、財務代理人が当該通知を受領した日における経過利息（もしあれば）とともに、期限の利益を喪失させることができる。

(4) 元利金の支払方法

< 円貨社債 >

1. 本社債の元金および利息は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、（ ）本社債権者が機構加入者である場合は直接、（ ）それ以外の場合には口座管理機関を通じて、それぞれ支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づく支払義務から免責される。
2. 本社債の元金および利息の支払いは、日本国外に所在する支払代理人の店舗においてなされることはない。
3. 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者は、翌営業日まで期日の到来した金額の支払いを受けることができず、また、かかる支払いの繰延べに関して、追加の利息その他の支払いを受ける権利も有しない。
4. いずれかの支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額が当該支払期日後に支払代理人により受領された場合には、財務代理人は、発行会社に代わって、当該金額を支払代理人が受領した後実

務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14暦日以内に、その旨ならびに支払方法および支払期日を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。かかる金額の受領時点にかかる支払方法もしくは支払期日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領および決定された範囲内でかかる支払方法または支払期日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法または支払期日の決定後速やかに、かかる支払方法または支払期日について本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生ずる一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

5. 支払いは、あらゆる場合において（ ）支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け（ただし、下記「摘要（9）課税」の規定について不利益を生じさせない。）、かつ（ ）アメリカ合衆国1986年歳入法（以下「歳入法」という。）第1471(b)条に規定される同意、もしくは歳入法第1471条から第1474条まで（もしくはこれらに基づく規制もしくは同意もしくはこれらの公的解釈）に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のためのアメリカ合衆国と他の法域との間の政府間合意（もしくはかかる政府間合意を実施する法律）（以下「FATCA」と総称する。）に基づき要求される源泉徴収または控除が適用される。

< 期限前償還条項付非上位円貨社債 >

1. 本社債の元金および利息は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、（ ）本社債権者が機構加入者である場合は直接、（ ）それ以外の場合には口座管理機関を通じて、それぞれ支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づく支払義務から免責される。

2. 本社債の元金および利息の支払いは、日本国外に所在する支払代理人の店舗においてなされることはない。

3. 本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者は、翌営業日まで期日の到来した金額の支払いを受けることができず、また、かかる支払いの繰延べに関して、追加の利息その他の支払いを受ける権利も有しない。

4. いずれかの支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額が当該支払期日後に支払代理人により受領された場合には、財務代理人は、発行会社に代わって、当該金額を支払代理人が受領した後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14暦日以内に、その旨ならびに支払方法および支払期日を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。かかる金額の受領時点にかかる支払方法もしくは支払期日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領および決定された範囲内でかかる支払方法または支払期日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法または支払期日の決定後速やかに、かかる支払方法または支払期日について本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生ずる一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

5. 支払いは、あらゆる場合において（ ）支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け（ただし、下記「摘要（9）課税」の規定について不利益を生じさせない。）、かつ（ ）アメリカ合衆国1986年歳入法（以下「歳入法」という。）第1471(b)条に規定される同意、もしくは歳入法第1471条から第1474条まで（もしくはこれらに基づく規制もしくは同意もしくはこれらの公的解釈）に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のためのアメリカ合衆国と他の法域との間の政府間合意（もしくはかかる政府間合意を実施する法律）（以下「FATCA」と総称する。）に基づき要求される源泉徴収または控除が適用される。

(5) 本社債の様式等

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合には、本社債券は支払期日未到来の利札の付いた無記名式に限るものとし、かかる発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。本社債権者は、本社債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他の一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定と上記のその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、上記の当該日本国の法令および市場慣行が優先するものとする。

(6) 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、財務代理人が発行会社に代わりこれを作成の上管理し、その本店に備え置く。

(8) 通貨の補償

本社債の元金もしくは利息またはその他本社債に基づき支払われるべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされ、かかる判決または命令が、日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関し本社債権者が当該他の通貨によって受領または回収した金額は、当該本社債権者が日本円により受領または回収した金額の限度でのみ発行会社の義務の履行とみなされるものとし、発行会社は、本社債権者に対し、()かかる判決または命令のために日本円により表示された金額が日本円以外の当該他の通貨に換算された日または換算されたものとみなされた日と()かかる判決もしくは命令またはその一部の執行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。上記の約束は、発行会社の他の債務から独立した別個の債務であり、発行会社に対する別個かつ独立の請求原因となり、その時々本社債権者が支払いを猶予したか否かを問わず適用され、かついかなる判決または命令にかかわらず引続き完全に有効に存続するものとする。

(9) 課 税

1. 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金、利息およびその他の支払いはすべて、フランス共和国またはフランス共和国のもしくはフランス共和国内の下部行政主体もしくは課税当局によりまたはこれらのいずれかのために課され、徴収されまたは源泉徴収される一切の税金、賦課金その他公租公課（以下「公租公課」という。）について、かかる公租公課の控除または源泉徴収が法律上要求されない限り、これらを控除または源泉徴収することなく行われるものとする。

2. 本社債の支払いに関して、フランス共和国またはフランス共和国のもしくはフランス共和国内の課税当局の法律または規則上何らかの公租公課の控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、フランス共和国の法律または規則により最大限許容される限りにおいて、本社債権者が、かかる控除または源泉徴収がなされなければ支払われるべきであった全額を当該公租公課の控除または源泉徴収後に受領するために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払うものとする。ただし、かかる場合には、発行会社は、上記「償還の方法（3）」に基づき、未償還の本社債の全部を償還することができるものとし、また、かかる追加額は、以下については支払われないものとする。

(イ) 単に本社債を所持していること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者、または当該本社債権者もしくは実質所有者のために行為する第三者に対する支払いの場合。

(ロ) FATCAに基づいて当該源泉徴収または控除が課される場合。

3. 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、元金または利息とは、本「摘要（9）課税」に基づき本社債の元金または利息に関して支払われるべき追加額を含むものとする。本「摘要（9）課税」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(10) 相殺権の放棄

本社債権者は、その発生原因を問わず、発行会社が当該本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしれないと取得することのある一切の直接的または間接的な権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、いずれの場合も、かかる本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権または契約外の義務を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権（以下に定義される。）を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律が認める最大限の範囲ですべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要（10）相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置もしくは反訴の権利を定めることを意図したものではなく、またはこれらを認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「摘要（10）相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能であり、もしくは利用可能となりうると解釈されてはならない。

本「摘要（10）相殺権の放棄」において、「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債に基づいてまたはこれに関連して、直接または間接を問わず発生する控除、相殺、ネッティング、補償、留置または反訴に関する本社債権者の一切の権利または請求権をいう。

本社債に関して担保提供制限はなく、また本社債にはいかなる保証も付されない。

(11) 日本国の租税

日本国の居住者である個人および内国法人が支払いを受ける、本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「発行差益」という。）ならびに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者である個人および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者である個人および外国法人が本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。ただし、日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

(12) フランス共和国における課税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本訂正発行登録書の提出日（2023年8月29日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の2009年第3号改正金融法（*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*）（2009年12月30日付2009-1674法）の導入後、2010年3月1日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払いには、当該支払いがフランス国外における、フランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味における、フランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調的な国または属領（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条A に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払いがフランス国外におけるフランス一般租税法第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条A に基づいて75%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第119条の2第2項に基づき、(i)税務上のフランス共和国の居住者ではない個人の利益となる支払いの場合は12.8%、()税務上のフランス共和国の居住者ではない法人の利益となる支払いの場合はフランス一般租税法第219-I条第2項に記載される一般法人所得税率（2022年1月1日に開始する会計年度については25%）または()フランス国外におけるフランス一般租税法第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調国においてなされる支払いの場合は75%（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息およびその他の収入の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第125条A に定められる75%の源泉徴収税の規定および（当該利息およびその他の収入が正当な取引に関するもので、異常または過剰な金額でない限り）フランス一般租税法第238条Aに定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）（BOI-INT-DG-20-50-30 no. 150およびBOI-INT-DG-20-50-20 no. 290）（以下「BOFIP」という。）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- () フランス通貨金融法典第L.411-1条に定められた意味における目論見書の作成義務を伴う公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- () フランス共和国もしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- () その発行時において、フランス通貨金融法典第L.561-2条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または1以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債の募集が、日本国の証券市場当局への登録が必要となる日本国における公募の方法によって行われる場合（本社債の募集は、日本国の金融商品取引法に基づき、日本国の証券市場当局である財務省の関

東財務局長への登録が必要となるため、これに該当する。) 、本社債はB0FIP(i)の本例外の適用を受ける。したがって、本社債に基づき発行会社によってなされる利息およびその他の支払いは、フランス一般租税法第125条A に定められる源泉徴収税の対象とならず、またフランス一般租税法第238条Aに定められる不控除も、かかる支払いには適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第125条AIに従い、税務上のフランス共和国の居住者 (domiciliés fiscalement) である個人が受け取る利息および類似の収入には12.8%の源泉徴収税が課され、これはかかる支払いがなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。一定の例外を除き、社会税 (一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金および連帯税) もまた、税務上のフランス共和国の居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律17.2%の源泉徴収税として課される。

(13) 第2次金融商品市場指令 (MiFID II) プロダクト・ガバナンス / プロ投資家および適格取引先のためのターゲット市場

発行会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2018年2月5日付で欧州証券市場監督機構が発行したガイドラインの項目18における5つのカテゴリーを考慮して、() 本社債のターゲット市場は、欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/65/EU (その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。) に定義される、適格取引先およびプロ顧客に限定され、ならびに() 適格取引先およびプロ顧客に対する本社債の販売チャンネルのすべてが適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者 (以下「販売会社」という。) は、発行会社のターゲット市場の評価を考慮すべきであるが、第2次金融商品市場指令の対象となる販売会社は、本社債に関して (発行会社のターゲット市場の評価を採択または改良することにより) 自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを決定する責任を負う。

(14) EEAにおけるリテール投資家に対する売却の禁止

本社債は、欧州経済領域 (以下「EEA」という。) におけるリテール投資家に対して、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、() 第2次金融商品市場指令第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、または() 欧州議会および欧州連合理事会の指令 (EU) 2016/97 (その後の改正を含む。) にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義されるプロ顧客の資格を有していない者のいずれか (またはこれら両者) に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、欧州議会および欧州連合理事会の規則 (EU) 1286/2014 (その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。) によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

(2) 【手取金の使途】

本社債の手取金は、発行会社の一般金融事業目的に直ちに全額使用される。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本社債に関するリスク要因

ベイルイン権限

EU破綻処理および再生指令ならびにフランスにおける施行

BRRDは、健全性に問題があるかまたは破綻状態に陥っている法人に対して、潜在的な破綻が経済および金融システムに与える影響を最小限に抑えつつ、かかる法人の重要な金融機能および経済機能の継続性を確保するために、当該法人の経営に十分に早期かつ迅速に介入するための信頼性の高い一連の手法（以下「BRRD破綻処理手法」という。）を用いる権限を（その他の権限とともに）当局に与えるために、フランスにおいて複数の法律により施行されている。

BRRDの見直しを受けて、金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関する指令2014/59/EUならびに指令98/26/ECを改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2019/879/EU（以下「BRRD 2」という。）が施行された。

BRRD 2は、銀行業界における破綻処理の枠組に関する2020年12月20日付政令2020-1636および銀行業界における破綻処理の枠組に関する2020年12月24日付法令2020-1703によりフランス法として国内法化され、2020年12月28日に効力を生じた。

BRRDに定められた意味において、また、BRRDが定めた条件の下で、発行会社が破綻状態に陥っているかまたは陥る可能性があるかと判断され、関連破綻処理当局がBRRD破綻処理手法（例えば、事業の売却、承継金融機関の設置、資産分離またはベイルイン・ツール）のいずれかまたはこれらの組み合わせを適用した場合、発行会社の資産の売却後になお不足があるときには、かかる発行会社の無担保債権者の債権額（場合により、本社債を含む。）が一部減額されるか、最悪の場合にはゼロに減額される可能性がある。発行会社の無担保債務（場合により、本社債を含む。）は、通常の破産手続における弁済順位に従って、株式またはその他の持分証券に転換される可能性があり、さらに、かかる株式またはその他の持分証券は、将来的な消却、移転または希薄化の対象となり得る（最初に普通株式等Tier 1（以下「CET1」という。）証券について減額または消却が行われ、その後、その他Tier 1証券、次にTier 2証券およびその他の劣後債務、そして最後にその他の適格債務の順に、減額、消却または転換が行われる。）。関連破綻処理当局はまた、未償還の無担保負債証券（場合により、本社債を含む。）の条件の修正（償還期限の変更等）を要求することができる（詳細は、上記「第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 摘要（1）ベイルインまたは損失吸収の認識」に記載される。）。

また、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則は、金融機関が破綻処理の段階には至っていない場合であっても、関連破綻処理当局は、()破綻処理のための何らかの措置が行われる前に破綻処理のための要件を満たしていると判断した場合、()資本性金融商品に関して関連破綻処理当局の権限が行使されなければ当該金融機関もしくはそのグループが存続できないと判断した場合、または()当該金融機関が特別な公的資金援助を必要としている場合には、資本性金融商品の減額またはその他Tier 1証券およびTier 2証券のCET1証券への転換を行わなければならないと規定している。さらに、政府当局は、当該金融機関が例外的な公的資金援助を必要としている場合、欧州委員会の国家補助の枠組の下、破綻処理外（すなわち、BRRDの枠組外）で、資本性金融商品の全部または一部の減額や株式への転換を含む再建措置を実施することができる。

破綻のリスクが存在する発行会社の破綻処理を行うための公的資金援助は、金融の安定を維持しつつ、上記の破綻処理手法（ベイルイン・ツールを含む。）を可能な限り評価および活用した後の最終手段としてのみ利用される。

BRRDに基づく権限が行使された場合または行使されることが提案された場合には、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債への投資の全部または大部分を失う可能性がある。

2023年4月18日、欧州委員会はBRRD、単一破綻処理メカニズム規則および預金保証制度指令を改正することにより、EUの既存の銀行危機管理および預金保険の枠組を調整し、さらに強化するための法的パッケージを提示した。かかる法的パッケージは、今後、欧州議会および欧州連合理事会で審議される。提案どおりに実施された場合、上位優先債務（円貨社債等）は発行会社の預金と同順位ではなくなる。そのため、上位優先債務（円貨社債等）の投資家が投資額の全部または一部を失うリスクが高まる可能性がある。この提案は、最終的な採択（時期は未定）の前に、欧州議会および欧州連合理事会で審議され、修正される。

振替制度における記録等

ベイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ベイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ベイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社または財務代理人が保振機構に対して、ベイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額または振替制度を通じた振替の停止が、ベイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ベイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債が既に減額または転換され、その結果、発行会社が既に本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ベイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組内で行われない可能性がある。

社債の要項には担保提供制限が含まれておらず、発行会社は追加債務を負担する可能性がある

本社債に関する担保提供制限は存在せず、社債の要項では、本社債と同順位である追加債務または本社債に優先する追加債務を発行会社が負担することにつき制限を設けていない。さらに、発行会社はその他の社債またはその他の負債性証券を保証するために、同等の質権または担保権および地位を本社債に付与することなく、資産を担保提供する可能性がある。かかる証券またはその他の債務の増加により、その残高が発行会社の資産を超過した場合には、発行会社の清算時の本社債権者による回収可能金額（もしあれば）が減少する可能性がある。本社債権者は、発行会社が（その責によるか否かを問わず）支払不能に陥った場合、本社債への投資の全部を失う可能性がある。

フランスの倒産法

発行会社は、フランスに本社を置く株式会社 (*société anonyme*) である。発行会社が支払不能に陥った場合、発行会社の「主要管理機関 (centre of main interests)」(規則 (EU) 2015/848号 (その後の改正を含む。)) に基づき解釈される。) がフランスに存在する限り、倒産手続は一般的にフランスの倒産法に従って行われる。

予防的再建の枠組、債務免除および欠格ならびに再建、支払不能および債務免除に係る手続の効率を向上させるための措置について定め、指令 (EU) 2017/1132号を改正する指令 (EU) 2019/1023号は、2021年9月15日付政令 (Ordonnance) 2021-1193によりフランス法として国内法化された。当該政令は、2021年10月1日より施行されており、主に倒産手続の下での再建計画の採択手続に関してフランスの倒産法を改正している。当該政令に従い、「影響を受ける当事者」(主には債権者であり、したがって本社債権者を含む。) は、再建計画の採択との関係では、一定の分類基準に基づき分類された種類の債権者として取り扱われる。債権分類は、各種種類の債権が、検証可能な基準に基づいて十分な共通の利益があると判断される権利を有する請求権または利益によって構成されるよう行われる。本社債権者は、社債権者集会において個別に再建計画案について審議することではなく、当該計画に対して拒否権を有しない。本社債権者は、他の影響を受ける当事者と同様に扱われ、1つまたは複数の種類の債権者 (他の種類の債権者が含まれる可能性がある。) に分類され、その反対票は各種類債権者による横断的なクラムダウンにより無効となる可能性がある。

指令 (EU) 2019/1023号および上記の政令は、権限を有する当局が適用を選択しない限り、金融機関には適用されない。したがって、発行会社のような金融機関に対しフランスの倒産法を適用するためには、保全手続、裁判所主導再建手続または裁判上の清算手続の開始前に、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*) の事前承認が必要となる。この制限は、本社債権者が本社債への投資を回収する能力に影響を与える可能性がある。

発行会社に対する倒産手続の開始が、発行会社が発行する本社債の市場価値に重大な悪影響を与える可能性がある。その結果、本社債権者が発行会社から未払額の一部または全部を回収することができない場合、影響を受けるいずれかの種類の当事者による決定が本社債権者に重大な悪影響を与え、本社債への投資額の一部または全部を失う可能性がある。

EU金融取引税 (以下「FTT」という。)

2013年2月14日、欧州委員会は、参加している一定のEU加盟国 (ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニアおよびスロバキアを含む。) において採択される予定のFTTに関する指令案 (以下「委員会指令案」という。) を含む提案を公表した。しかし、エストニアは、その後、参加しないことを表明した。委員会指令案が採択された場合、FTTは、主に「金融取引」(デリバティブ契約の締結または修正および金融商品の売買が含まれる。) に関連して「金融機関」(発行会社が含まれる可能性がある。) に課される税金となる。

委員会指令案に基づき、FTTは、一定の状況下において、参加加盟国の内外双方の者に適用される可能性がある。一般的に、少なくとも一当事者が金融機関であり、かつ少なくとも一当事者が参加加盟国で設立された場合に、FTTは適用されうる。金融機関は、(a) 参加加盟国で設立された者と取引を行うことまたは (b) 取引の対象である金融商品が参加加盟国で発行されることを含む幅広い状況において、参加加盟国で「設立され」ているかまたはそのようにみなされる可能性がある。

FTTが委員会指令案に基づき採択される場合、発行会社の一定の取引に関して納税義務が発生する可能性がある。かかる取引の例として、発行会社のヘッジ取引としてのデリバティブ契約の締結、(本社債などの) 有価証券の売買または社債の現物決済が挙げられる。発行会社は、一定の状況下において、かかる納税義務を本社債権者に転嫁することができ、その結果、投資家は本社債に関して予想を下回る金額を受け取ることとなる可能性がある。また、手数料の発生などの要件が満たされ、FTTが委員会指令案に基づき採択された場合には、投資家による本社債に係る関連の取引 (セカンダリー市場取引を含む。) がFTTの課税対象となる可能性がある。規則EC 1287/2006号第5(c)条に規定されるプライマリー市場取引は、適用が除外される見込みである。短期金融市場商品および仕組債については、予定されている適用除外の範囲に関して不明確な部分がある。

しかし、FTT案については、今後も参加加盟国の間で交渉が行われる。したがって、施行前に変更が加えられる可能性があり、その施行時期も未だ不透明である。別のEU加盟国が新たに参加を決定する可能性または参加しているEU加盟国が撤回を決定する可能性がある。本社債への投資を検討する者は、FTTについて、各自の専門家の助言を求めるべきである。

本社債に関連する投資家の情報開示について

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社であるBNPパリバ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社およびSMB C日興証券株式会社に對して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。なお、発行会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

発行会社の名称およびロゴ、共同主幹事会社の名称ならびに本社債の名称が発行登録目論見書の表紙に記載される。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回円貨社債（2023）

ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2023）

注：発行会社は、円貨社債および/または期限前償還条項付非上位円貨社債を単数または複数本立てで起債する予定である。

また、発行登録目論見書の表紙裏に以下の記述が記載される。

「以下において、「ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回円貨社債（2023）」および「ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2023）」の標題の下において定義された用語は、それぞれの標題に記載された社債に係る用語を指します。

「ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回円貨社債（2023）」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合には、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有するものでもありません。本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関するリスク要因」をご参照ください。

「ビー・エヌ・ピー・パリバ第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2023）」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合には、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有するものでもありません。

本社債は非上位優先債務（以下に定義されます。）であり、本社債および（適用ある場合）利払は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先の債務であり、現在および将来において常に、

- （イ） 本社債相互の間で、またその他の非上位優先債務と、それぞれ同順位であり、
- （ロ） 発行会社の適格債権者（以下に定義されます。）、一般劣後債務（以下に定義されます。）および非上位優先債務に劣後するその他の現在または将来の請求権に優先し、
- （ハ） 上位優先債務（以下に定義されます。）を含む、優先権に関する特例の利益を享受する現在および将来の請求権に劣後します。

発行会社の任意の清算手続もしくは裁判上の清算手続（*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*）、破産手続、または発行会社に影響を与えるその他の同様の手続が行われる場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債に基づく支払いに関する本社債権者の権利は、

- （イ） 上位優先債務に劣後し、
- （ロ） 発行会社の適格債権者、一般劣後債務および非上位優先債務に劣後するその他の現在または将来の請求権に優先します。

「非上位優先債務」とは、発行会社の優先（*chirographaires*）債務（本社債を含みます。）または発行会社が発行するその他の金融商品のうち、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項に規定される債務の区分に該当するかまたは該当するものとして表示されるものをいいます。

「上位優先債務」とは、発行会社の優先債務または発行会社が発行するその他の金融商品のうち、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に規定される債務の区分に該当するかまたは該当するものとして表示されるものをいいます。

「適格債権者」とは、一般劣後債務を構成する発行会社の債務または金融商品に優先するかまたは優先するものとして表示される劣後請求権（フランス商法典第L.228-97条に基づき発行される劣後証券を含む。）を有する債権者をいいます。

「一般劣後債務」とは、発行会社が発行する劣後債務（フランス商法典第L.228-97条に基づき発行される劣後証券を含む。）またはその他の金融商品のうち、それら相互の間で同順位であるかまたは同順位として表示される発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務であるが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"*または*engagements subordonnés de dernier rang*）に優先するかまたは優先するものとして表示されるものをいいます。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関するリスク要因」をご参照ください。」

< 本社債以外の社債に関する情報 >

第二部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

発行登録書の「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を以下のように訂正する。

<訂正前>

該当事項なし。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。以下同じ。）の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（2023年8月29日）までの間において、有価証券報告書の「事業等のリスク」に以下の変更が生じている。

また、当該有価証券報告書および本訂正発行登録書の添付書類である「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

有価証券報告書の「第一部 第3 2 (1) 年次リスク調査」内の「リスク要因」の記載事項を下記の記載に差し替える。（有価証券報告書の記載事項から変更された箇所には下線を付している。）

リスク要因

別段の記載がない限り、これらのリスク要因に含まれる情報および財務要素には、プルデンシャル・ビジョンを反映しており、特に2022年12月31日までのバンクウェストに関連する業務を含んでいる。これは、バンクウェスト・グループが運営している米国の商業銀行事業の100%を売却するために2021年12月18日に当社グループとBMOフィナンシャル・グループとの間で締結された契約を反映したものである。かかる売却の条件は、売却目的で保有する資産および負債のグループに関してIFRS第5号が適用される条件に該当するものであった。BMOフィナンシャル・グループに対するバンクウェストの売却は、2023年2月1日に完了した。したがって、特に記載のない限り、財務項目および財務情報は、IFRS第5号の適用が売却目的で保有する資産および負債のグループに与える影響を除外して表示している。

BNPパリバ・グループの事業に内在する主要なリスクのカテゴリーは、以下のとおりである。当該主要なリスクのカテゴリーは、リスク加重資産またはリスク加重資産と関連のない場合（例えば、流動性リスクおよび資金調達リスク）はその他の定量的基準または定性的基準に基づき測定される。

(単位：十億ユーロ)	リスク加重資産		
	2023年6月30日(注1)	2022年12月31日	2021年12月31日
信用リスク	533	580	554
取引先信用リスク	45	42	40
銀行勘定における証券化リスク	15	16	14
業務リスク	58	62	63
市場リスク	28	26	25
控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)	18	20	18
合計	698	745	714

(注1) バンクウェストの業務を除く。

より一般的には、BNPパリバ・グループがさらされるリスクは、マクロ経済環境もしくは規制環境またはBNPパリバ・グループの戦略および事業の導入に関連する要因等の変化に関わる多くの要素に起因する可能性がある。

BNPパリバ・グループの事業に特有の重要なリスクは、2022年度一括登録書類の第2回訂正の公表日時点で経営陣が認識している状況に基づいて決定されるものであり、2017年6月14日付の「プロスペクタス3」として知られる規則（EU）2017/1129第16条（2019年7月21日付で、リスク要因に係る条項が発効した。）に従って、信用リスク、取引先リスクおよび銀行勘定における証券化リスク、業務リスク、市場リスク、流動性リスクおよび資金調達リスク、マクロ経済環境および市場環境に関連するリスク、規制リスクならびに現在の環境におけるBNPパリバ・グループの成長に関連するリスクの7つの主要なカテゴリーの下で下記に表示されている。

当社グループのリスク管理の方針は、これらのリスクの重要性、とりわけ適用される銀行規制に従った適格な範囲内のリスク軽減要素におけるリスク加重資産要因の評価を考慮に入れている。

1. 信用リスク、取引先リスクおよび銀行勘定における証券化リスク

BNPパリバ・グループの信用リスクは、借主または取引先がBNPパリバ・グループに対する債務に関してデフォルトに陥る確率として定義される。デフォルト確率は、デフォルト時の貸付または債務の回収率と同様、信用の質を精査する上で重要な要素である。また、欧州銀行監督機構の勧告に従い、当該カテゴリーのリスクには、株式投資のリスクおよび保険業務に係るリスクも含まれる。2022年12月31日現在、BNPパリバ・グループの信用リスク・エクスポージャーの内訳は、法人（42%）、中央政府および中央銀行（26%）、リテール（25%）、金融機関（4%）、その他の項目（2%）ならびに株式（1%）となっている。2022年12月31日現在、BNPパリバ・グループの信用エクスポージャーは、フランスが33%、ベルギーおよびルクセンブルクが15%、イタリアが9%、その他欧州が19%、北アメリカが13%、アジアが6%ならびにその他の国々が5%で構成されていた。当該種類のリスクに対するBNPパリバ・グループのリスク加重資産は、2021年12月31日現在の554十億ユーロ（すなわちリスク加重資産合計の78%）と比較して、2022年12月31日現在において合計580十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の78%となり、2023年6月30日現在、533十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の76%となった。

BNPパリバ・グループの取引先リスクは、市場取引、投資または決済に係る特定の状況における信用リスクから生じる。2022年12月31日現在のCVA（信用評価調整）リスクを除くBNPパリバ・グループの取引先リスク・エクスポージャーは、法人セクターが42%、政府および中央銀行が12%、金融機関および投資会社が13%ならびに清算機関が33%からなる。商品別にみると、2022年12月31日現在のCVA（信用評価調整）リスクを除くBNPパリバ・グループのエクスポージャーは、OTCデリバティブが47%、レボ取引および有価証券貸付／借入が29%、上場デリバティブが17%ならびに清算機関のデフォルト・ファンドへの拠出金が7%からなる。当該リスクの数値は、カバー取引の潜在的な将来における価値に影響する市場パラメーターの推移に基づき徐々に変化する。さらに、CVA（信用評価調整）リスクは、BNPパリバ・グループをリスクにさらす取引先に関連した信用スプレッドの変動が起こした信用評価調整のボラティリティによる損失のリスクを測定する。取引先信用リスクに対するリスク加重資産は、2021年12月31日現在の40十億ユーロ（すなわちリスク加重資産合計の6%）と比較して、2022年12月31日現在において42十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の6%となり、2023年6月30日現在、45十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の6%となった。

銀行勘定における証券化リスク：証券化は、1件または複数件の負債に関する信用リスクをトランシェへ分割する取引または合意をいう。証券化ストラクチャーの下BNPパリバ・グループによって実行されるコミットメント（デリバティブおよび流動性部門を含む。）は、証券とみなされる。BNPパリバ・グループのコミットメントの多くが、ブルデンシャルに関する銀行ポートフォリオに計上されている。証券化エクスポージャーは、元来BNPパリバ・グループによって組成されるものである。BNPパリバ・グループが保有または取得した証券化ポジションは、2022年12月31日現在において、役割別に、BNPパリバがオリジネーターの立場だったものが43%、スポンサーの立場だったものが34%および投資家の立場だったものが23%と分類することができる。当該種類のリスクに対するBNPパリバ・グループのリスク加重資産は、2021年12月31日現在の14十億ユーロ（すなわちリスク加重資産合計の2%）と比較して、2022年12月31日現在において16十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の2%となり、2023年6月30日現在、15十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の2%となった。

1.1 信用リスクおよび取引先リスクにさらされている新規引当金の大幅増または過去に計上済の引当金の水準の不足は、BNPパリバ・グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクおよび取引先リスクは、顧客または取引先が債務を返済することができず、BNPパリバ・グループの帳簿上で当該債権の帳簿価額がプラスである場合において、BNPパリバ・グループの連結財務書類に影響を与える。顧客または取引先は、銀行、金融機関、産業または商業に係る企業、政府または政府の事業体、投資ファンドまたは自然人であり得る。顧客または取引先のデフォルト率が上昇した場合、BNPパリバ・グループは、収益性に影響を与える可能性のある経済状態の悪化もしくはその他の要因に対応するため、回収不能貸出金もしくは不良貸出金（ステージ3）または不履行になっていない貸出金（ステージ1およびステージ2）について費用または引当金の増加を計上しなくてはならない可能性がある。

その結果、貸付業務に関連して、BNPパリバ・グループは、通常、損益計算書の「リスク費用」に計上される引当金を設定している。当該引当金は、2021年度の2.925十億ユーロと比較して、2022年度は、2.965十億ユーロに上った。この額は、ポーランドにおける「債務者救済法」の一時的な影響（下記「5.3 業務の範囲が世界全体に及ぶことから、BNPパリバ・グループは、カンントリー・リスクならびに地域や国の政治的、マクロ経済的および財政状況の変化にさらされている。」を参照。）が主因となっており、これにより第3四半期において一時的な204百万ユーロの負の影響を記録した。2022年12月31日に終了した事業年度において、不履行になっていない貸出金（ステージ1およびステージ2）に対する引当金は463百万ユーロとなり、特にウクライナ侵攻ならびにインフレおよび金利上昇の間接的な影響に関連していたが、健康危機および欧州基準に合わせるための方法変更の影響に関連して計上されていた引当金の戻入が2022年度第4四半期に251百万ユーロ生じたことにより一部相殺された。

BNPパリバ・グループの引当金の全般的な水準は、過去の貸倒実績、実施している貸付の量および種類、業界の基準、延滞貸出金、景気、各種貸出金の回収可能性に関連するその他の要素等の評価結果または資産クラスに適用可能なシナリオに基づいた統計分析に基づくものである。BNPパリバ・グループは、適切な水準の引当金を設定することを目指している。

BNPパリバ・グループは、適正な水準の引当金を設定するよう目指しているが、悪化する経済状況またはその他の理由により、今後、BNPパリバ・グループの貸付業務に伴う貸倒引当金または健全な債権に対する引当金を大幅に増額しなければならない可能性がある。例えば、2020年に引当金が増加したのは、主に健康危機の影響に関連する潜在的損失を事前に早期に認識したためである（IFRS第9号に基づく、ステージ1およびステージ2の不履行になっていない貸出金の引当金）。貸倒引当金の大幅な増額または非減損貸出金のポートフォリオ特有の損失リスクに関するBNPパリバ・グループの見積もりの大幅な変更や、関連引当金の額を超える貸倒れの発生等は、BNPパリバ・グループの経営成績や財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

参考までに、2022年12月31日現在、貸付残高合計のうち不良貸出金の割合は1.7%、引当金によるこれら不良貸出金（受領した保証金の純額）のカバレッジ比率は72.5%であり、2021年12月31日現在においてはそれぞれ、2.0%および73.6%であった。

BNPパリバ・グループは、担保の設定、保証の取得、クレジット・デリバティブの採用およびネットिंग契約の締結等のリスク軽減手法を用い、信用リスクおよび取引先リスクに対するエクスポージャーの低下を試みているものの、当該手法でカバーされる取引先の債務不履行を要因とする損失を相殺する上で効果的かは不確実である。さらに、BNPパリバ・グループは、信用リスクカバレッジを提供する当事者（デリバティブ取引の取引先または融資保険契約の相手方等）が債務不履行に陥るリスクまたは担保価値の損失というリスクにもさらされている。加えて、当該手法によりカバーされているのは、BNPパリバ・グループの信用リスクおよび取引先リスク全体のうち、一部のみである。そのため、BNPパリバ・グループは、当該リスクに対して大幅なエクスポージャーを有している。

1.2 他の金融機関および市場参加者の健全性およびその行為がBNPパリバ・グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

融資、投資およびデリバティブ取引を実施するBNPパリバ・グループの能力は、他の金融機関または市場参加者の健全性により悪影響を受ける可能性がある。各金融機関は、トレーディング、清算、取引先、融資その他の関係において相関性を有している。その結果、1または複数の国または金融機関のデフォルトや、1社または複数の金融機関または金融サービス業界全体に係る風評または懸念は、市場全体の流動性問題につながり、さらなる損失またはデフォルトを生む可能性がある。BNPパリバ・グループは、通常取引の相手である金融業界の多くの取引先（清算機関、ブローカーやディーラー、商業銀行、投資銀行、投資信託や代替投資ファンド、およびその他の機関投資家を含む。）に対する直接的または間接的なエクスポージャーを有している。BNPパリバ・グループはまた、規制をほとんどまたは全く受けないプレーヤーお

および新たな取引形態（非規制のファンド、取引の場またはクラウドファンディングのプラットフォーム等）の金融部門への関与および導入に係るリスクにさらされ得る。信用リスクおよび取引先リスクは、BNPパリバ・グループが保有する担保が、換金できない場合、価値が下落した場合、またはBNPパリバ・グループの貸出金もしくはデリバティブ・エクスポージャーの全額を回収するのに十分ではない額で清算された場合、またはセントラル・カウンターパーティ等の主要な金融市場の参加者が破綻した場合、悪化する可能性がある。

参考までに、2022年12月31日現在、金融機関に関連する取引先リスク・エクスポージャーは28十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループの取引先リスク・エクスポージャー合計の13%であり、清算機関に関連する取引先リスク・エクスポージャーは73十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループの取引先リスク・エクスポージャー合計の33%であった。

加えて、特に金融市場はその性質上、相互に関連していることから、金融市場参加者の不正行為または不当行為は、金融機関に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。1つの例には、2008年に明るみになったバーナード・L・マドフが行った不正行為があり、その結果、BNPパリバ・グループを含む世界の多くの金融機関が巨額の損失または損失に対するエクスポージャーを発表した。BNPパリバ・グループはマドフ案件に関する様々な請求を係属中である。2023年6月30日に終了した中間会計期間の連結財務書類の注8.c「法的手続および仲裁」を参照。

上記リスクに起因する損失が、BNPパリバ・グループの経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2. 業務リスク

BNPパリバ・グループの業務リスクは、意図的な結果、予想外の結果または自然の結果（洪水、火災、地震、テロ等）かを問わず、誤ったまたは不適切な内部手続（特に人的な、また情報システムに関連するもの）による、または外部事象による損失を負うリスクである。BNPパリバ・グループの業務リスクには、不正行為、人材リスク、法務および風評リスク、コンプライアンス違反のリスク、税務リスク、情報システム・リスク、不適切な金融サービスの提供に関連するリスク（コンダクト・リスク）、業務プロセスにおける欠陥に関連するリスク（信用手続、またはモデルの使用に起因するリスク（モデル・リスク）ならびに風評リスク管理に関連する潜在的な金融リスクを含む。）が含まれる。2014年度から2022年度において、BNPパリバ・グループの業務リスクに関連するインシデントの主要なカテゴリーは、「顧客、商品および取引慣行」であり、これは財務上の影響の合計のうちの半分以上を占め、主に2014年6月に米国関連機関との間で結ばれた、特定の米ドル資金決済に関わるBNPパリバ・グループの合意に起因していた。プロセスの執行または取引における誤りを含むプロセスの失敗および外部からの不正行為は、それぞれ2番目および3番目に大きな財務上の影響を及ぼすインシデントである。2014年度から2022年度までの間、業務リスクにおけるその他の種類のインシデントは、外部からの不正行為（14%）、事業活動の中断およびシステム障害（3%）、労務慣行および職場の安全（2%）、内部の不正行為（1%）および有形資産に対する損害（1%）で構成された。

当該種類のリスクに対するリスク加重資産は、2021年12月31日現在の63十億ユーロ（すなわちリスク加重資産合計の9%）と比較して、2022年12月31日現在において62十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の8%となり、2023年6月30日現在、58十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の8%となった。

2.1 BNPパリバ・グループのリスク管理の方針、手続および手法により、引き続きBNPパリバ・グループが不特定または予期せぬリスクにさらされ、その結果、大幅な損失を被る可能性がある。

BNPパリバ・グループは、BNPパリバ・グループのリスク管理方針、手続および評価手法の開発に莫大な資源を割いており、今後もその状態を継続する見込みである。それでもなお、BNPパリバ・グループのリスク管理手法や戦略は、あらゆる経済環境および市場環境におけるリスク・エクスポージャーまたはあらゆる種類のリスク（特にBNPパリバ・グループが特定または予想できないリスク）の軽減において完全な効果を期待できない可能性がある。顧客の信用力または資産の評価額やヘッジの有効性等のリスク・パラメーターを評価したり、リスクを適切に測定したりするBNPパリバ・グループの能力は、市場の混乱の結果として、または近年のような特定の市場環境において、BNPパリバ・グループが使用しているモデルおよび手法が、将来の動向の予想や、評価、仮定または見積もりを効果的に行えないものとなった場合、低下する可能性がある。BNPパリバ・グループがリスク管理に用いている定性的なツールや指標は、観測した過去の市場の動向をベースとするものである。BNPパリバ・グループは、この観測値に統計ツールやその他のツール

を適用して、リスク・エクスポージャーを定量化している。BNPパリバ・グループの信用エクスポージャーに内在する損失または特定の資産の評価額を見積もるためにBNPパリバ・グループが用いているプロセスは、困難かつ主観的で複雑な判断（景気の予想や予想される景気が借手の返済能力をどの程度低下させるか、または資産の評価額にどのような影響を及ぼすかの予想を含む。）が必要となるものであり、市場の混乱時または大きな不確実性においては、正確な見積もりを行えないものとなる可能性があり、その結果、プロセスの信頼性が低下する可能性がある。当該ツールや指標は、例えば、BNPパリバ・グループが統計的モデル内の特定の要素を予想または正確に評価できない場合、または当該ツールおよび指標では全く予想できない事象が発生した場合等には、将来のリスク・エクスポージャーを予想できない可能性がある。これは、BNPパリバ・グループのリスク管理能力を制限する。このため、BNPパリバ・グループの損失が、過去の指標が示唆するものより大幅に大きくなる可能性がある。加えて、BNPパリバ・グループの定量的なモデルは、すべてのリスクを考慮しているわけではない。特定のリスクを管理するのに定性的なアプローチを増やすほど、アプローチが不十分なものとなる可能性があり、その結果、BNPパリバ・グループは予期せぬ重要な損失を被る可能性がある。

2.2 BNPパリバ・グループの情報システムにおける障害の発生またはセキュリティ違反は、クライアントまたは顧客情報の重大な喪失、BNPパリバ・グループの評判の低下、財務上の損失の要因となる可能性がある。

大半の他行と同様に、BNPパリバ・グループも、通信および情報システムに大きく依存してその事業を実施している。この依存度は、携帯電話およびオンラインの銀行サービスの拡大、クラウド・コンピューティングの開発、ならびにより一般的には新技術の活用により、増加している。当該システムの欠陥もしくは障害、または当該システムにおけるセキュリティ違反は、BNPパリバ・グループの顧客関係管理、総勘定元帳、預金、債権回収、貸出金組成システムの欠陥または障害を引き起こすか、または損失したデータの回復および確認のためにBNPパリバ・グループに多額の費用が発生する可能性がある。BNPパリバ・グループは、このような欠陥または障害が発生しないことまたは発生した場合に適切に対処できることを保証できない。

加えて、BNPパリバ・グループは、サイバー・セキュリティ・リスクまたはBNPパリバ・グループの子会社、従業員、提携先および顧客へ多大な損失を与えることを目的として、もしくは恐喝（ランサムウェア）を目的に、情報（機密情報、銀行／保険、技術的または戦略的）、手順および利用者の操作のためネットワーク上で行われる悪意あるもしくは詐欺的な行為により生じるリスクにさらされている。近年、（金融機関を含む）ますます多くの企業が情報技術セキュリティへの侵入攻撃または侵害に遭っており、そのうちのいくつかは、コンピュータ・ネットワークへの洗練された高度な計画的攻撃を含んでいた。不正アクセス、無効化もしくは弱体化サービス、機密情報の盗用または情報システムへの妨害に使用される技術がより洗練されており、頻繁に変更され、またこれらは標的に対し使用されるまで認識されにくいいため、BNPパリバ・グループおよび第三者のサービス提供者がこれらの技術を予測し、または効果的かつ効率的な対抗手段を直ちに実行することはできない可能性がある。BNPパリバ・グループの情報システムまたはそのサービス提供者の情報システムに欠陥または障害が発生し、それに続きBNPパリバ・グループの顧客、取引相手または従業員（またはその他の者）に関連する機密情報が開示され、またはBNPパリバ・グループの通信システムに侵入もしくは攻撃があった場合、重大な損失を招き、ならびにBNPパリバ・グループの評判、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。規制当局は現在、サイバー犯罪を金融部門において高まりつつあるシステム・リスクと捉えている。規制当局は、金融機関において内部的なITのモニタリングおよび統制手続の強化によってサイバー攻撃に対するレジリエンス（強靱化）を高める必要があると強調している。そのため、巧みなサイバー攻撃によって、特に顧客の個人情報に損害を受けた場合、当社グループは規制上の罰金にさらされる可能性がある。

さらに、BNPパリバ・グループは、清算代理人、海外市場、清算機関、預金銀行またはその他BNPパリバ・グループが金融取引の実施もしくは促進のために利用する金融の仲介者もしくは外部サービス提供者による運営上の欠陥または中断のリスクにさらされている。顧客との協働が増加した結果、BNPパリバ・グループは顧客の情報システムの運営上の障害のリスクにもさらされている。また、BNPパリバ・グループならびにBNPパリバ・グループの顧客、サービス提供者および取引先のコミュニケーションおよびデータシステムには、サイバー犯罪またはサイバー・テロによる障害または中断が生じる可能性がある。BNPパリバ・グループは、自身またはその他の当事者のシステムにおける障害もしくは中断が発生しないこと、またはサイバー攻撃を受けた際に障害もしくは中断が適切に解消されることを保証することはできない。これら

の運営上の障害または中断は、2014年度から2022年度までの間、平均で3%の業務リスク損失を計上した。

2.3 風評リスクは、BNPパリバ・グループの財務力を圧迫し、顧客および取引先のBNPパリバ・グループに対する信用を損なう可能性がある。

金融サービス業界の熾烈な競争環境を踏まえると、財務力や誠実性に関する評判は、BNPパリバ・グループが顧客を獲得し維持する能力を保つ上で不可欠である。BNPパリバ・グループがBNPパリバ・グループの商品やサービスを販売および販促する方法が顧客の利益に反するとみなされた場合には、BNPパリバ・グループの評判は毀損する可能性がある。また、BNPパリバ・グループが顧客基盤や事業規模を拡大する過程で、利益相反を処理するための全体の手続および統制が、当該利益相反に適切に対処できないか、できないように見える場合にも、BNPパリバ・グループの評判は毀損する可能性がある。さらに、BNPパリバ・グループに被害が及ぶような従業員の不正行為、金融業界の参加者による詐欺行為もしくは不正行為、またはBNPパリバ・グループの業績の再表示、低下もしくは修正、さらにはBNPパリバ・グループに不利な法的措置または規制措置（2014年の経済制裁に関する米国の法令の違反に係る米国当局とBNPパリバ・グループの和解等）により、BNPパリバ・グループの評判は毀損する可能性がある。BNPパリバ・グループの評判低下により生じる可能性のある事業機会の喪失は、BNPパリバ・グループの経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

3. 市場リスク

BNPパリバ・グループの市場リスクは、市場価格または市場パラメーターの不利な動向により損失が生じるリスクである。BNPパリバ・グループの市場リスクに影響を与えるパラメーターは、為替レート、有価証券やコモディティの価格（直接観測可能な価格であるか、類似資産を参照することで得られる価格であるかを問わない。）、既存の市場におけるデリバティブの価格および市場相場から推測できるすべての指標（金利、信用スプレッド、ボラティリティ、インプライド相関、またはその他類似のパラメーター等）を含むが、これらのみには限定されない。

BNPパリバ・グループは、主にホールセールバンキング部門の事業部門、中でもとりわけ2022年のBNPパリバ・グループの収益の17%を占めるグローバル・マーケット事業によって行われるトレーディング業務を通じて市場リスクにさらされている。BNPパリバ・グループのトレーディング業務は、事業部門の顧客との経済関係に直接関連し、マーケット・メイキング業務の一部として経済関係に間接的に関連している。

さらに、BNPパリバ・グループの銀行業務に関連する市場リスクは、銀行仲介等の業務に関連する金利リスクおよび為替レトリスクを含んでいる。「業務上の」為替リスク・エクスポージャーは、当該事業体の機能通貨以外の通貨建てで行われた業務から生じる純利益に関連する。事業体の「構造的」為替リスク・ポジションは、機能通貨以外の通貨への投資に関連する。BNPパリバ・グループは、金利リスクを測定するために標準的利率リスクおよび構造的利率リスクの概念を明確にしている。標準的利率リスクは、一般的な事象（特に所与の取引に関する最も適切なヘッジ戦略の確定が可能な場合）に対応しており、構造的利率リスクは、株式および支払利息が生じない預金の金利リスクである。BNPパリバ・グループのヘッジ戦略の効果が全くまたは部分的にしかない場合、BNPパリバ・グループは損失を被ることがあり、BNPパリバ・グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。BNPパリバのこれらの業務に基づく市場リスクは、「バリュー・アット・リスク」（VaR）および様々なその他の市場指標（ストレスVaR、追加的リスク費用、信用リスク相関ポートフォリオのための包括的リスク指標）ならびにストレス・テストおよび市場の上限と比べた場合の感度分析により測定されている。

当該種類のリスクに対するリスク加重資産は、2021年12月31日現在の25十億ユーロ（すなわちリスク加重資産合計の3%）と比較して、2022年12月31日現在において26十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の3%となり、2023年6月30日現在、28十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の4%となった。

3.1 BNPパリバ・グループは、トレーディング業務および投資業務において、市場の変動およびボラティリティに起因する大幅な損失を被る可能性がある。

BNPパリバ・グループは、債券市場、通貨市場、コモディティ市場および株式市場でのトレーディングおよび投資に係るポジションや、非上場有価証券、不動産およびその他の資産（デリバティブ契約によるものを含む。）のトレーディングおよび投資に係るポジションを保有している。当該ポジションは、これら

の市場の極度のボラティリティ（特定の市場において、市場の水準とは無関係に、特定の期間中に価格が変動する程度）の悪影響を受ける可能性がある。さらに、BNPパリバ・グループの予想と大幅に異なるボラティリティの動向は、BNPパリバ・グループが扱っているその他の幅広い商品（スワップ、先渡しおよび先物契約、オプションおよび仕組商品を含む。）に関連する損失につながる可能性がある。

BNPパリバ・グループが資産またはネット・ロング・ポジションを保有している市場が低迷すると、当該ポジションの減価に伴う損失が生じる可能性がある。一方、BNPパリバ・グループが保有しない資産を売り建てた市場、またはネット・ショート・ポジションを保有している市場が好転すると、上昇している市場で資産を取得することで当該ネット・ショート・ポジションを決済しなければならないため、BNPパリバ・グループは、リスクおよび管理システムの既存の制限にもかかわらず、実質的損失を被る可能性がある。BNPパリバ・グループは、顧客とヘッジ取引を行うため、または2つの資産の相対的な価値の変化から利益を得るという観点から、ある資産についてはロング・ポジションを保有し、別の資産についてはショート・ポジションを保有する可能性がある。しかしながら、2つの資産の相対的な価値が、BNPパリバ・グループが予想していない方法や方向で変化した場合またはヘッジされていないポジションの方向に変化した場合、BNPパリバ・グループは、当該ポジションについて損失を被る可能性がある。当該損失が大幅な場合、BNPパリバ・グループの成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、BNPパリバ・グループのヘッジ戦略は、特定の市場環境には適していない可能性がある。

BNPパリバ・グループの事業に付帯する各種リスクに対するエクスポージャーをヘッジするためにBNPパリバ・グループが用いている各種手法や戦略が有効でないと、当社グループは損失を被る可能性がある。BNPパリバ・グループの戦略の多くは、過去の取引の傾向や相関に基づくものである。例えば、BNPパリバ・グループがある資産をロング・ポジションで保有している場合、当該資産に付帯するリスクは、過去においてそのショート・ポジションの評価額が、当該ロング・ポジションの評価額の変動を相殺する方向に変動した実績のあるような別の資産をショート・ポジションで保有するという方法でヘッジすることがある。しかしながら、当該ヘッジの効果は部分的なもののみとなる可能性があるほか、用いている戦略では将来のすべてのリスクからBNPパリバ・グループを保護できない可能性や、将来のあらゆる経済市場環境におけるリスク・エクスポージャーまたは将来のあらゆる種類のリスクの軽減において完全な効果を期待できない可能性がある。予期せぬ市場の変化も、BNPパリバ・グループのヘッジ戦略の有効性を低下させる可能性がある。加えて、特定の非有効なヘッジに起因する損益の計上の結果、BNPパリバ・グループの計上する利益に追加的なボラティリティを引き起こす可能性がある。

BNPパリバ・グループは、市場リスクによる潜在的な損失へのエクスポージャーを数値化するために「バリュー・アット・リスク」（VaR）モデルを使用しており、また、異常なシナリオにおける潜在的なエクスポージャーの測定を視野に、ストレス・テストを実施している（「(5) 市場リスク」内の「市場リスクのストレス・テストの枠組」を参照。）。しかし、これらの手法は過去の観測結果に基づく統計的な手法であり、将来の市場の状況を予測する上では不確実な場合がある。そのため、異常なシナリオにおけるBNPパリバ・グループの市場リスクへのエクスポージャーは、これらの測定手法により予測したエクスポージャーよりも大きくなる可能性がある。

全体的に、マクロ経済環境の混乱または悪化に起因する金融市場における変動性は、BNPパリバ・グループの負債、通貨、コモディティおよび株式市場における取引および投資ポジションならびにその他の投資ポジションに悪影響を与える可能性がある。参考までに、グローバル・マーケット事業の収益は、2022年のBNPパリバ・グループの収益の17%を占めた。市場の大きな混乱および大幅な変動が近年時として発生しており（2022年を含む。）、また今後も継続または再浮上する可能性があり、これによりBNPパリバ・グループが多大な損失を被ることもある。かかる損失は、スワップ、先渡しおよび先物取引、オプション取引および仕組商品を含む幅広いトレーディングおよびヘッジ商品にも及ぶ。金融市場における変動は、傾向の予測および効果的なトレーディング戦略の実施を困難にさせる。また、2022年も同様に、金融市場における変動性は、主要な株式市場および債券市場にも重くのしかかり、ホールセールバンキング部門の事業に影響を与えている。

3.2 BNPパリバ・グループの手数料業務による営業収益は、市場の低迷時および活動の減退時には減少する可能性がある。

手数料業務は、2022年のBNPパリバ・グループの収益合計の21%を占めた。財政状態および景気は、BNPパリバ・グループが有価証券の引受け、財政面での助言およびその他の投資銀行サービスを提供する取引の数および規模に影響する。これらの業務に係る収益を含む、当該収益は、BNPパリバ・グループが参加す

る取引の数および規模に直接的に関連しており、投資銀行事業および顧客にとって不利な経済または金融の変化から、著しい影響を受ける可能性がある。加えて、顧客のポートフォリオの管理手数料としてBNPパリバ・グループが請求している料金は、多くの場合、当該ポートフォリオの評価額または実績に基づくものであるため、当該ポートフォリオの減価または解約の増加につながる市場の低迷により、資産運用業務、株式デリバティブ業務およびプライベート・バンキング業務によりBNPパリバ・グループが得る営業収益は減少する。市場の変化にかかわらず、BNPパリバ・グループの投資信託のインデックス・ポートフォリオの開発および市場実績を下回る実績は、BNPパリバ・グループの資産運用業務の営業収益を減少させ、これらのピークルにおける解約の増加および資金流入の減少につながる可能性がある。上記の手数料業務による収益の減少は、BNPパリバ・グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

3.3 BNPパリバ・グループの証券ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオならびにBNPパリバ・グループの自己債務に対する帳簿価額の調整が、BNPパリバ・グループの純収益および株主資本に影響を与える可能性がある。

BNPパリバ・グループの自己債務に加え、BNPパリバ・グループの証券ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオならびに特定のその他の資産の帳簿価額は、貸借対照表において財務書類の各日付時点において調整される。2022年12月31日現在、IFRS第5号を適用して、BNPパリバ・グループの貸借対照表の資産側において、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品、ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品および株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産はそれぞれ、685十億ユーロ、25十億ユーロおよび38十億ユーロであった。負債側では、2022年12月31日現在、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品およびヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品はそれぞれ、704十億ユーロおよび40十億ユーロであった。調整の大半は、会計期間におけるBNPパリバ・グループの資産または負債の公正価値の変動に基づいてなされ、損益計算書に計上される変動または株主資本として直接計上される変動のいずれかと共に行われる。損益計算書に計上された変動は、その他の資産における相反する価値変動により相殺される場合を除き、BNPパリバ・グループの連結収益に影響し、その結果、純収益に影響を及ぼす。BNPパリバ・グループの有価証券およびデリバティブのポートフォリオの公正価値の下方修正は、株主資本の減少につながる可能性があり、BNPパリバ・グループの負債価値の反対の変動によって相殺されない限り、BNPパリバ・グループの自己資本比率も低下する可能性がある。公正価値調整が1会計期間について計上されている場合でも、翌会計期間以降について追加調整が不要となるとは限らない。

4. 流動性リスクおよび資金調達リスク

流動性リスクは、市場もしくは財務上の状況またはBNPパリバ・グループに特有の要因により、BNPパリバ・グループが定められた時間内にかつ合理的な費用で、コミットメントに基づく支払実行ができなくなる、またはポジションの逆取引もしくは決済を行うことができなくなるリスクである。流動性リスクは、短期、長期の別を問わず、すべての時間軸において、担保の要求に関連するものを含むキャッシュ・アウトフロー（純額）の要求を満たせないリスクを反映したものである。当社グループに特有のリスクは、30日間のストレス・シナリオにおけるキャッシュ・アウトフロー（純額）のカバレッジを分析するものである短期流動性比率（流動性カバレッジ比率（LCR））を通じて評価することができる。当社グループの期末流動性カバレッジ比率は、2022年末現在、129%となった。流動性準備金は、2022年末現在、461十億ユーロとなった。

4.1 BNPパリバ・グループの資金調達力および資金調達コストは、金融危機の再燃、景気の悪化、格付の引下げ、ソブリン信用スプレッドの増加またはその他の要因により悪影響を受ける可能性がある。

金融危機、ユーロ圏内のソブリン債務危機および全般的なマクロ経済環境は、約10年前において、時として欧州の銀行の資金調達力および資金調達コストに悪影響を及ぼした。これはいくつかの要因によるものであり、その中には、とりわけソブリン債へのエクスポージャーに起因した銀行の信用リスクの認識の急増、ソブリンおよび銀行の信用格付の引下げ、ならびに債券市場の投機が含まれていた。BNPパリバ・グループを含め欧州の銀行の多くは、この期間の様々な時点で機関投資家向けの大規模な債券市場および銀行間市場の利用機会を制限され、また資金調達コストが全般的に増加した。より最近では、健康危機の状況の中、欧州中央銀行（ECB）は銀行の経済への資金供給を促進することを目的とした借換制度（貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO））を設定し、BNPパリバ・グループはこの制度を利用している。このような信用市場の市況の悪化は、金融政策の変更（例えば、2022年および2023年には、インフレの悪化および

金利の急騰、「量的金融緩和政策」の終了ならびに貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）の条件の変更等が見られた。）、景気後退、長期にわたる成長の低迷、デフレ、「スタグフレーション」（インフレを伴った低成長）、他のソブリン債務危機、新しい形態の金融危機、金融業界もしくは経済全体に関する要因（最近の健康危機もしくはウクライナ侵攻による経済への影響およびその世界経済への影響を含む。）、またはとりわけBNPパリバ・グループに関する要因により再発する可能性がある。このような場合、欧州の金融機関全体のまたはとりわけBNPパリバ・グループの流動性、貸借対照表の健全性および資金調達コストに対して著しく悪影響を及ぼす可能性があり、BNPパリバ・グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

4.2 長引く市場の低迷は、BNPパリバ・グループの流動性を低下させ、資産の売却をより困難にしたり、大幅な損失を生み出したりする可能性がある。したがって、BNPパリバ・グループは、損失に対するエクスポージャーを防ぐため、その資産および負債が適切に対応していることを確保しなければならない。

BNPパリバ・グループの事業の中には、また特にグローバル・マーケット事業（2022年のBNPパリバ・グループの収益の17%を占める。）および資産・負債管理部には、長引く市場の変動（特に資産価格の下落）が、当該市場における取引量または市場の流動性の低下を招く可能性のある事業がある。BNPパリバ・グループが、悪化しているポジションを適時に仕舞舞えない場合、当該変動により大幅な損失を被る可能性がある。特にこれは、本質的に流動性が低い資産について言える。株式市場またはその他の公開取引市場で取引されない資産（金融機関同士での特定のデリバティブ契約等）の評価額は、市場の相場価格ではなく、モデルを用いてBNPパリバ・グループが算出した価額である場合がある。このような資産の価格下落の監視は困難であり、予期せぬ大幅な損失を生み出す可能性がある（「(6) 流動性リスク」内の「ストレス・テストおよび流動性準備金」を参照。）。

BNPパリバ・グループは、資産の満期、金利または通貨と負債とが非対応となるリスクにさらされている。BNPパリバ・グループの資産の支払時期は未定であり、BNPパリバ・グループが定められた時期に得た収益が予定よりも低い場合、負債の返済のために市場から追加的な融資が必要となる可能性がある。BNPパリバ・グループは、リスク管理手続の一環として資産と負債の間の乖離について厳格な制限を設けているものの、資産と負債が対応しないことによる潜在的な悪影響を完全に排除するという目的において、当該制限が効果的ではない場合がある。

4.3 当社グループの信用格付の格下げは、当社グループの収益性に大きく影響する可能性がある。

信用格付は、BNPパリバ・グループの流動性に多大な影響を及ぼす。スタンダード・アンド・プアーズは、2023年4月24日付で、BNPパリバの預金および優先債の長期格付は「A+」、短期格付は「A-1」で、見通しは安定的であることを確認した。フィッチ・レーティングスは、2023年7月3日付で、BNPパリバの預金および優先債の長期格付は「AA-」、短期格付は「F1+」と確認し、見通しを安定的に修正した。ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、2022年7月5日付で、BNPパリバの預金および優先債の長期格付は「Aa3」、短期格付は「P-1」で、見通しは安定的であることを確認した。ドミニオン・ボンド・レーティング・サービスは、2023年6月21日付で、BNPパリバの優先債の長期格付は「AA(low)」、短期格付は「R-1(middle)」で、見通しは安定的であることを確認した。BNPパリバ・グループの信用格付の低下により、当社グループの流動性および競争的ポジションは影響を受ける可能性がある。また、BNPパリバ・グループの借入費用が増加し、キャピタル・マーケットへのアクセスが制限され、カバード債またはトレーディング、デリバティブもしくは担保付きの資金調達に係る契約における特定の二当事者間の規定に基づき追加的な債権が誘引されることがある。

加えて、BNPパリバ・グループが市場投資家から長期の無担保での資金調達を取得する費用も、信用スプレッドに直接関連しており、同様に信用スプレッドはある程度まで信用格付に依拠するものである。信用スプレッドの増加は、BNPパリバ・グループの資金調達費用を大幅に増加させる可能性がある。信用スプレッドの変動は継続的に、市場主導で生じており、時に予測不可能かつ非常に不安定な動向に影響を受ける。信用スプレッドはまた、BNPパリバ・グループの信用力の市場での認知度にも影響される。さらに、信用スプレッドは、当該債務の信用の質からも影響を受けるBNPパリバ・グループの債務を参照先とするクレジット・デフォルト・スワップの買い手の費用の変動、またBNPパリバ・グループが管理できない多くの市場の要素に影響を受ける。

5. マクロ経済環境および市場環境に関連するリスク

5.1 BNPパリバ・グループおよびBNPパリバ・グループが事業を展開する市場は、厳しい景気および財政状態により過去に重大な悪影響を受けており、また、将来受ける可能性がある。

BNPパリバ・グループの事業は、金融市場の状況や広くフランス（2022年12月31日現在、当社グループの収益の30%を占める。）、欧州のその他の国々（2022年12月31日現在、当社グループの収益の47%を占める。）およびその他の国々（2022年12月31日現在、当社グループの収益の23%を占め、これには米国におけるバンク・オブ・ザ・ウェストの活動に関連する6%が含まれるが、同社の売却は2023年2月1日に完了した。）の景気の変化に敏感である。BNPパリバ・グループが事業を行う国々の市場の景気悪化および経済環境の悪化により、以下のうち一部またはすべての影響が今後生じる可能性がある。

- ・不景気によりBNPパリバ・グループの顧客の事業および活動が影響を受け、法人および家計の財務力の悪化を一因として、資金需要および取引量が低下し、債権およびその他貸出金の債務不履行の確率が上昇する。
- ・債券、株式およびコモディティの市場価格の低下（またはボラティリティの上昇）が、特定の取引、投資銀行事業および資産運用による収益を含むBNPパリバ・グループの事業へ影響を与える。
- ・現在のまたは予想される景気に対応するために採用されるマクロ経済の方針が、予期せぬ影響をもたらし、金利および為替レート等の市場の基準値に影響を与える可能性がある。これにより、市場リスクに対して最も脆弱なBNPパリバ・グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。
- ・全般的な、または特定の事業分野における好況と思われる状態が、資産価値の高騰をもたらし、景気後退時に反動をもたらす可能性がある。
- ・大規模な経済的混乱（2008年の世界的な金融危機、2011年の欧州債務危機、2020年および2021年のCOVID-19のパンデミックによる景気後退または2022年の高インフレ、金利上昇および地政学的なショック（例えばウクライナ侵攻）等）が発生し、当該混乱により市場流動性が低下し、予測されていた市場価格での特定の資産の売却や売却そのものが困難となった場合、当該混乱は深刻化し、BNPパリバ・グループの全事業が深刻な影響を受ける。これらの混乱はまた、とりわけ取引手数料および顧客貸出金の減少をもたらす可能性がある。
- ・自然災害、地政学的な緊張、COVID-19のパンデミックとその余波や新たな疫病またはパンデミックの恐れまたは再発のような健康リスク、テロ行為、社会不安、サイバー攻撃、軍事衝突またはその脅威および関連するリスク（ウクライナ侵攻、関連する経済制裁およびとりわけ欧州で起こっているエネルギー市場への間接的な影響等）等の様々な負の政治的および地政学的事象は、BNPパリバ・グループの経営環境に短期的または長期的な影響を及ぼす可能性がある。

多くのリスク要因が、2023年の経済および金融市場に特に影響を与える可能性がある。そのリスク要因とは2022年に発生した事象または2022年に開始し現在も継続している傾向である。まず、COVID-19のパンデミックに起因する各種サプライ・チェーンの障壁、パンデミック時の金融政策および公的支援により生じた十分な流動性、ならびにウクライナ侵攻の影響（特にエネルギー市場）を含む多くの要因に起因する高いインフレ率が挙げられる。インフレは、企業（当社グループの顧客および当社グループ自身）のコスト（原材料および賃金）ならびに個人の生活費を増加させる影響に加えて、企業のマージンならびに企業および消費者の信用の質を低下させるリスクを生じさせており、今後も引き続き生じさせる可能性がある。そして、大幅かつ急速な金融引締めが金融市場だけでなく、銀行業界および経済全般に影響を与え、企業および個人の資金調達コストを上昇させ、潜在的に成長の急激な鈍化または世界もしくは地域の景気後退につながる事が挙げられる。実際、国際通貨基金（IMF）は2023年4月、世界およびユーロ圏の成長率を2022年にそれぞれ3.4%と3.5%、2023年に2.8%と0.8%とする予測を示した。IMFはまた、世界のインフレ率を2022年に8.7%、2023年に7.0%、2024年に4.9%と予測していることを示した。

2023年の景気後退の有無、程度および期間を含むマクロ経済の軌道に強く影響を与える要因として、ウクライナの地政学的な緊張およびCOVID-19のパンデミックの動向が挙げられる。ウクライナ侵攻および国際社会の反応（特に経済制裁の発動だけでなく、インフレの進展および金融政策の影響）は、株式市場の指数に影響を与え、原材料（特に電気、石油、ガスおよび農産物）の価格上昇または不足の恐れを生じさせ、その結果、サプライ・チェーンの混乱に拍車をかけ、生産および輸送コストの上昇ならびにより広範囲なインフレを引き起こし、現在までグローバル市場の不安定要因であり、今後も引き続きそうなり得る。世界のエネルギー市場、特に欧州への影響は2023年（とおそらくそれ以降）も続くと予測され、さらなる危機（供給不足、価格上昇、企業の流動性やマージンの圧迫を含む経済への連鎖的影響、さらには生産停止に至る可能性）が生じるリスクがある。2020年に世界的な不況、そして2021年に世界経済に大きな混乱をもたらしたCOVID-19のパンデミックは、2022年にはマクロ経済への影響は少なくなった。2023年に

おけるその影響は、地域的な流行の再来や変異株の出現の可能性、そして何よりも公共政策の反動等、多くの要因に左右されるだろう。最後に、ソブリン債（パンデミック後の高水準の公的債務、（再）資金調達コストの急騰、特に米ドルに依存する借入先に対する為替レートの影響、例えば米国議会の停滞を含む政治的リスク）、十分な流動性と超低金利という以前の環境が育んだ様々な金融バブルの崩壊と、それに続くインフレ率の上昇および大幅な金利上昇を含む金融政策の変更（例えば、米国連邦準備銀行は、基準金利を2022年に4.25%、2023年1月、2023年3月および2023年5月にそれぞれ0.25%引き上げ、欧州中央銀行は、基準金利を2022年に2.5%、2023年1月および2023年3月にそれぞれ0.5%、2023年5月および2023年6月にそれぞれ0.25%引き上げた。）、世界各地で政治や社会の緊張が高まる中での様々なタイプや出所の地政学的事象といった多種の危機のリスクが存在している。

不況および市場の失速ならびにその他の市場の混乱、またどの市場が最も大きな影響を受けるのかを予測することは困難である。フランスもしくは欧州の他の国、またはより広く世界市場全体が引き続き不況に陥った状態で、その脆弱性が高まった場合、BNPパリバ・グループの活動は阻害され、事業、業績および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。

5.2 金利の大幅な変動、特に長期にわたる低金利後の最近の急速な金利上昇は、BNPパリバ・グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

2022年初め以降、長期にわたる低金利後に、金利が上昇している。かかる状況下で、BNPパリバ・グループの業績は様々な形で大きな影響を受けており、今後もその影響が続く可能性がある。金利の上昇は、短期預金、コマーシャル・ペーパー、債券等の負債の金利の上昇を通じて、当社グループの資金調達コストを増加させるだけでなく、顧客による無利息預金と有利子預金との間の裁定取引リスクも増大させる（フランスでは、規制貯蓄に対する金利を、同じ預金について銀行が受け取る利回りを上回る水準まで引き上げるといった政策決定により、さらに深刻化している。）。当社グループは、低金利環境で組成された多額の貸出金ポートフォリオを保有する結果、このような不均衡が生じ、正味受取利差益が縮小する可能性がある。当社グループは、（特にフランスにおける高利率のため）新規の住宅ローンまたはその他の固定金利の消費者向けローンもしくは法人向けローンに金利上昇を速やかに反映させることが困難な場合があり、一方で顧客預金のコストおよびヘッジ・コストがより急速に上昇する可能性がある。また、欧州中央銀行は、「量的金融緩和政策」を実施し、銀行の流動性を強化するために近年使用した手段を最近数ヶ月の間に変更している（例えば、「伝達保護措置」の創設および長期資金供給オペ（TLTRO 3）の条件の修正）。当社グループは金利ポジション全体をヘッジしているため、これらの金融商品に影響を与える条件に変更があった場合、このヘッジの調整につながる可能性があり、かかる調整は、BNPパリバ・グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、長期にわたる低金利の結果、低金利の貸出金や債券等の資産で構成されるポートフォリオは、（市場金利が急速に上昇する環境下では）価値が下落すると予想される。かかる価値の低下に対して、当社グループのヘッジ戦略の効果が全くまたは部分的にしかない場合、多額の損失を被る可能性がある。

金利上昇は借手の金融費用を増加させ、債務返済能力を圧迫する可能性がある。さらに、当初の予想を上回る大幅なまたは急速な金利上昇は、欧州連合、米国およびその他の地域での経済成長を脅かす可能性がある。これらの影響により、BNPパリバ・グループの貸出金および債券ポートフォリオのレジリエンスが試され、不良貸出金および債務不履行の増加につながる可能性がある。より一般的には、特に米国連邦準備銀行および欧州中央銀行による金融緩和政策の終了は、長期にわたる低金利および高い流動性環境から特に恩恵を受けてきた特定の市場または資産（例えば、非投資適格企業およびソブリン債務者、株式および不動産（特に商業用）の特定セクターならびにレバレッジド・ファイナンス）に深刻な調整をもたらす、市場参加者に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの調整は、潜在的に、ボラティリティの大幅な上昇を含め、金融市場全般に波及する可能性がある。その結果、BNPパリバ・グループの業務に著しい支障が生じ、BNPパリバ・グループの事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

5.3 業務の範囲が世界全体に及ぶことから、BNPパリバ・グループは、カントリー・リスクならびに地域や国の政治的、マクロ経済的および財政状況の変化にさらされている。

BNPパリバ・グループは、カントリー・リスクから影響を受ける。これは、BNPパリバ・グループが事業を行う外国の経済、財政、政治、規制または社会状況がBNPパリバ・グループの経営、業績、財務状況または事業に悪影響を与えるリスクである。BNPパリバ・グループは、カントリー・リスクを監視し、その財務報告に記録される公正価値調整額およびリスク費用に計上する。しかし、政治的またはマクロ経済的な環

境の大幅な変化により、追加的な費用の記録が必要となり、またはBNPパリバ・グループの財務報告に事前に記載されていた数値以上の損失が発生する可能性がある。さらに、BNPパリバ・グループが事業を行う国または地域特有の要因により、事業の遂行が困難なものとなり、営業損失または資産の減損が発生することがある。

2022年12月31日現在、BNPパリバ・グループの貸出金ポートフォリオのうち33%はフランスの借手への融資、15%はベルギーおよびルクセンブルクの借手への融資、9%はイタリアの借手への融資、19%はその他欧州諸国の借手への融資、13%はバンク・オブ・ザ・ウェストを含む北アメリカの借手への融資、6%はアジアの借手への融資および5%はその他の国々の借手への融資で構成されている。特にこれらの国および地域に悪影響を与える経済または規制の状況は、BNPパリバ・グループに対して大きな影響を及ぼす。例えば、ポーランド政府が2022年7月に導入した、一般的に変動金利の住宅ローンの借手が2022年から2024年の間に8ヶ月間支払を停止することを認める法律により、当社グループ（ポーランドではBNPパリバ・バンク・ポルスカを通じて事業を運営している。）は2022年度第3四半期において一時的な204百万ユーロの負の影響を記録した。加えて、BNPパリバ・グループは、OECD加盟国以外の国に対する高いエクスポージャーを保有しており、これは、より発展した経済においてはあまり見られない政治的不安定性、予測不可能な規制および課税、収用およびその他のリスクに左右される。

また、BNPパリバ・グループは、2022年2月に侵攻されたウクライナにおいて、子会社のウクルシブバンクを通じて事業を展開しており、欧州復興開発銀行（40%）と共に60%の株式を保有している。2021年12月31日現在、ウクライナ（ウクルシブバンクに集中）に対するBNPパリバ・グループのオンバランスおよびオフバランスシートのエクスポージャーの合計は、当社グループの総エクスポージャーの0.09%未満であった。ウクライナ戦争に関連して、当社グループは子会社であるウクルシブバンクに対して行使している支配の性質を再評価した結果、独立的支配を失い、当該事業体に対する重要な影響力を保持すると結論づけた。このような状況から、当社グループは2022年3月1日からウクルシブバンクを持分法で連結することとなった。2022年12月31日に終了した事業年度の連結財務書類の注7.cに記載されているとおり、支配権の喪失により、資本損失マイナス159百万ユーロが認識され、「長期性資産に係る純利益」に計上されている為替に関連する資産および負債の累積的変動マイナス274百万ユーロが損益に再分類された。

特に欧州連合、米国および英国から厳しい経済制裁を受けているロシアについて、2022年12月31日現在、オンバランスおよびオフバランスシートのエクスポージャーの合計は、BNPパリバ・グループの総エクスポージャーの0.04%未満であった。ロシアおよびウクライナの双方における純残存エクスポージャーの額は、これら2つの市場における当行の業務の方法、ならびに保証および担保を用いた当行の事業活動の保証方法を考慮すると、より限定的である。さらに、BNPパリバ・グループの様々な顧客や取引先、特に金融機関および法人は、これらの国で事業を行っているが、これらの国において借手に対するエクスポージャーがあるか、またはこれらの国に重要なサプライヤーを有しており、紛争およびその結果によりその財務状況が悪化しているのが確認できるが、これは特に、ウクライナもしくはロシアでの事業の停止、またはこれらの国からの（自発的なまたは非自発的な）供給の減少もしくは終了に起因するものである。当社グループは、関係当局と連携して状況の進展を注視し、特に経済制裁に関する国際社会の反応に注視している。

6. 規制リスク

6.1 近年採用された法律および規制、ならびに現在および将来の法規制上の発展は、BNPパリバ・グループならびにBNPパリバ・グループが事業を運営する金融環境および経済環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。

金融環境において、一部に恒久的なものを含む多くの変更を導入することを目的として、法律および規制が特にフランス、欧州および米国において過去数年間に制定されている。かかる措置の影響がBNPパリバ・グループおよびその他の金融機関が事業を運営する環境に大きな変化をもたらした。

採用された措置は、以下のとおりである。

- ・フランス金融健全性監督・破綻処理機構（ACPR）等の監督機関の権限の強化および2013年10月における単一破綻処理メカニズム（SRM）の採用（これにより、BNPパリバ・グループは欧州中央銀行の直接監督下に置かれることとなった。）を含む新しい機関の創設
- ・（特にBNPパリバ・グループ等の世界的なシステム上重要な銀行に対する）より厳しい資本要件および流動性要件、ならびに資本要件の引き上げをもたらした、もたらす可能性があった、またはもたらす可能性のあるリスク加重方法および内部モデルを使用する手法の変更

- ・子会社に対して禁止または区分することが必要であり、健全性要件および自立的な資金調達の対象となる、商業銀行が行う投機的と考えられる一定の種類の業務（とりわけ自己勘定売買）への制限
- ・特定の種類の金融商品もしくは業務による手数料収入の禁止または制限
- ・強化された再生および破綻処理制度（とりわけ、損失の大部分が銀行の債権者および株主によって負担されることを確実にし、納税者により発生する費用を最小限に保つことを目的として、銀行危機を防止および解消するための権限を強化するための2014年5月15日付銀行再生および破綻処理に関する指令（BRRD）（その随時の改正を含む。））
- ・銀行再生および破綻処理に関する指令による国の破綻処理基金の創設、欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付決議（単一破綻処理メカニズム規則）（その随時の改正を含む。）による単一破綻処理基金（SRB）の創設。これにより、BNPパリバ・グループ等の銀行機関およびBNPパリバ・グループが（年間の拠出額を上限として）場合により多額の資金調達を行っている単一破綻処理委員会（SRF）の決算手続を開始することができる。
- ・参加国の保証スキームのすべてまたは一部を漸進的にカバーする、国の預金保証スキームおよび提案がなされている欧州の預金保証スキームまたは預金保証の創設
- ・特定の業務に関する内部統制および報告要件の強化
- ・追加的な規制資本要件につながる可能性のある規制上のストレス・テスト（気候変動リスクに関するものを含む。）の実施（「(5) 市場リスク」内の「市場リスクのストレス・テストの枠組」を参照。）
- ・マネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資に対抗するために、特に2023年に設立され2024年から2026年の間に業務を開始するはずである新しい欧州のマネー・ロンダリングの防止に関する機関の設立を通じて、関連当局に与えられるより大きな権限
- ・業務ルールの管理と運用の強化および指定された水準を超えた従業員給与への制限および課税の増加
- ・金融市場の透明性、効率性および誠実性を高め、また特に高い頻度で行われる取引を規制するための措置、市場濫用規制の拡大、デリバティブおよび証券投資取引の報告義務を含む特定の金融商品への規制強化、店頭デリバティブ取引（セントラル・カウンターパーティによって清算されていないデリバティブに係る担保の計上を通じたものを含む。）に関わるリスクを強制的に解消または軽減させるための要件
- ・金融取引への課税
- ・個人情報の保護およびサイバー・セキュリティ要件の強化
- ・開示要件の強化（（ ）BNPパリバ・グループのような資産管理サービスを提供する銀行グループが、投資判断を行う際に、どのように持続可能性リスクまたは悪影響、持続可能な投資目標または環境的特性もしくは社会的特性の促進を統合するか、および（ ）銀行グループ自身が、欧州タクソノミに定義された環境的に持続可能と考えられる経済活動について、どのような手段および程度で融資または開発をするのかに関する新たな開示要件の導入を含む。）
- ・気候変動に関連する物理的リスクおよび転換リスクを含む、企業の社会的責任のリスク管理に関する透明性および開示要求の強化、ならびに銀行グループのリスク測定および管理システムに気候リスクを統合するための新たな要件の導入（銀行による気候リスクの管理および開示に関する提案の公表を含む。）

これらの措置は重大な金融上の悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、単一破綻処理基金への拠出要件が導入された結果、導入時よりBNPパリバ・グループに多額の追加費用が発生した（当社グループは2022年に単一破綻処理基金に1,256百万ユーロの拠出を行った。）。

銀行部門に関する措置は、さらに修正、拡大または強化される可能性がある。さらに、他の分野で追加措置が採用される可能性もある。どのような追加措置が採用されるか、またその具体的な内容がどのようなものになるのかの予測を立てることができず、問題の複雑性とそれを取り巻く不確実性を考慮して、複雑かつ継続して不確実であることから、それらがBNPパリバ・グループにどのような影響を及ぼすかを断定することはできない。これらの措置による影響により、既に採用されたか、今後採択される可能性があるかを問わず、BNPパリバ・グループの資本資源および資金調達源の資金調達への配分が減少し、リスク分散能力が制限され、一定の資金調達および流動性に係る資源の入手可能性が低下し、資金調達コストが増加し、法令遵守に係る費用が増加し、BNPパリバ・グループが提供する商品およびサービスの費用が増加するか、またはそれらの需要が低下し、内部の再編成、構造改革または再配分を実施する必要性が発生し、特定の事業を行うBNPパリバ・グループの能力に影響し、優秀な人材を確保および維持するBNPパリバ・グ

ループの能力が低下し、また、より一般的にはその競争力および収益性に影響を及ぼし、またさらに今後
もその可能性があるものであり、これによってBNPパリバ・グループの活動、財政状態および経営成績が影
響を受けることがある。最近の例として、2021年10月27日に、欧州委員会は、2017年12月7日に中央銀行
総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）によって採用されたバーゼル3合意の欧州連合における実施を
最終化するための法的パッケージを提示した。2022年11月8日に、欧州理事会は、欧州委員会の提案に対
する見解を採択した。法的パッケージに伴う影響評価において、欧州委員会は、2020年12月付の欧州銀行
監督機構の影響調査および欧州委員会による一部の欧州連合個別調整に関する追加推定値に基づき、バー
ゼル3の最終基準の実施により、修正を完全に実施した後の最低資本要件の合計が6.4%から8.4%の範囲
で、平均が増加する可能性があるとして推定した。修正の効果と健康危機の潜在的な影響を併せた影響を考慮し
た欧州銀行監督機構の最新の影響分析に基づき、欧州委員会は、2025年1月1日から欧州連合の銀行に新
たな資本要件を適用することを選択した。これは導入期間が設けられ、2030年まで（一部の要件について
は2032年まで）に段階的に引き上げられる。これに基づき、発表された最初の申請日時点（2025年1月1
日）で、当社グループはリスク加重資産が8%増加する可能性を示し、これはバーゼル3の最終化（完全
実施）により最低資本要件の合計が8%増加する可能性を示唆している。この推定値は、草案文面、当社
グループおよびマクロ経済状況における潜在的な変化に応じて変更される可能性がある。2023年3月に、
欧州理事会は、最終版の内容に合意するために欧州議会と交渉を開始した。2023年6月27日に交渉は暫定
合意に達したが、正式な採択には欧州理事会および欧州議会による決定が必要である。

BNPパリバ・グループは、BNPパリバ・グループが営業している法域における広範囲にかつ変化し続ける
規制制度を遵守しなければならない。BNPパリバ・グループは、BNPパリバ・グループが営業しているあ
らゆる国における法律または規制の変更（下記のものを含むが、これらに限定されない。）に伴うリスクに
もさらされる。

- ・ 中央銀行や規制当局の金融政策、流動性政策、金利政策およびその他の政策
- ・ 特にBNPパリバ・グループが営業している国の市場における投資家の決定に重要な影響を及ぼす可能性
がある、政府または規制当局の政策の変更
- ・ 金融業界に適用される規制要件（例えば、適切な水準のガバナンス、報酬、自己資本および流動性の
枠組に関する規則、投機的とみなされる活動に対する制限ならびに再生および破綻処理の枠組等）の
変更
- ・ 証券規制ならびに財務報告、開示および市場濫用規制の変更
- ・ デリバティブおよび証券金融取引ならびにマネー・マーケット・ファンド等の特定の種類の取引およ
び投資への規制の変更
- ・ 取引の場、セントラル・カウンターパーティ、中央証券預託ならびに支払および決済システム等の市
場インフラ規制の変更
- ・ 支払サービス、クラウドファンディングおよびフィンテックの規制の変更
- ・ 個人情報の保護およびサイバー・セキュリティの規制の変更
- ・ 税法またはその適用方法の変更
- ・ 会計基準の変更
- ・ 内部統制、リスク管理およびコンプライアンスに関する規則ならびに手続の変更
- ・ 資産の収用、国有化、価格統制、為替管理、押収や、外国資本に関する法律の変更

その範囲および影響が極めて予想し難いこれらの変更は、BNPパリバ・グループに相当の影響を及ぼす可
能性があると共に、BNPパリバ・グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があ
る。オープン・データ・プロジェクト等のファンド業界に関連するまたは技術革新を促進する措置等の特
定の改革は、金融機関を特にその対象としたものではなく、金融サービス部門への新規プレーヤーの参入
を容易にするか、またはBNPパリバ・グループの事業モデル、競争力および収益性に影響を及ぼし、それ
によりBNPパリバ・グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

6.2 BNPパリバ・グループは、適用法令に違反した場合には多額の罰金を科され、その他行政処分または刑事 処分を受ける可能性があり、また民間当事者と関連する（または無関係の）訴訟により損失が発生する可 能性がある。

BNPパリバ・グループは、法令遵守に伴うコンプライアンス・リスク（金融サービス業界各社が遵守すべ
き法律、規制、行動規範、職業的専門家の基準または提言を完全に遵守できない等といったリスク）にさ
らされている。当該リスクは、異なる国々により、複合的かつ時に多様な、また相反する法的または

規制上の要件が採用されることで増大している。法令不遵守は、BNPパリバ・グループの評判を傷付け、私的請求権（集団訴訟を含む。）を行使されることになるだけでなく、多くの法的手続、罰金および費用負担（計上された引当金を超える罰金および費用を含む。）、公的な戒告、業務停止命令または究極的には当局による営業許可の取消しにつながる可能性がある。金融機関に対する規制に基づく監視が強化され続けているためだけでなく、適用される罰金および処罰の量の大幅な増加のため、このリスクもさらに増大している。さらに、民間当事者による金融機関に対する訴訟は、近年大幅に増加している。したがって、BNPパリバ・グループは、その業務において高い法的リスクに直面しており、金融サービス企業に対する訴訟、法定手続およびその他の対審手続において主張される損害の件数および額は、近年において大幅に増加しており、今後さらに増加する可能性がある。BNPパリバ・グループは、この点につき、2022年12月31日に終了した事業年度の連結財務書類の注4.p「偶発債務等引当金」に記載されているとおり、引当金を計上する可能性がある。

この点につきBNPパリバ・グループは、2014年6月30日、経済制裁に関する米国の法令への違反についての調査に関する和解につき、米連邦およびニューヨーク州の政府機関および規制当局と一連の合意に達し、またこれらから発された複数の命令に服することとなった。かかる和解内容の一部としてBNPパリバ・グループに科された罰金および処罰には、総額8.97十億米ドル（6.6十億ユーロ）に上る罰金の支払、米国連邦刑法の違反およびニューヨーク州刑法の違反についての起訴内容に対するBNPパリバ・グループの親会社であるBNPパリバによる有罪答弁が含まれる。かかる和解の後、合意された改善計画への遵守を監視している規制当局によるBNPパリバ・グループに対する監視は（BNPパリバ・グループ内に独立した顧問が存在することによる監視を含めて）引き続き強化されている。

BNPパリバ・グループは、2023年6月30日に終了した中間会計期間の連結財務書類の注8.c「法的手続および仲裁」に要約されているとおり、現在多くの訴訟および捜査に関与している。BNPパリバ・グループは、いつでも新規のこのような案件に関与する可能性がある。1つまたは複数の案件における不利な結果により、すべての特定の期間においてBNPパリバ・グループの経営成績が重大な悪影響を受けないという保証はない。

6.3 BNPパリバ・グループは、不利な状況の変化を経験することにより破綻処理または破綻処理以外の事業再編の対象となる可能性があり、その結果、BNPパリバ・グループの証券の保有者が損失を被る可能性がある。

BRRD、単一破綻処理メカニズム規則、2015年8月20日付政令および2020年12月21日付政令（その随時の改正を含む。）により、金融健全性監督・破綻処理機構または単一破綻処理委員会は、重要な機能の継続、連鎖のリスクの防止ならびに機関の資本構成の変更および健全性の回復の観点から、たとえばBNPパリバ・グループのような金融機関の破綻処理手続を開始することができる。当該権限は、特定の例外を除き、すべて通常の破綻手続における請求権の優先順位に従い、最初に株主、次にティア1資本およびティア2資本の要件を満たす（劣後債等の）追加的資本商品の所有者、次に非上位優先債券の所有者、そして最後に上位優先債券の所有者が損失を負担することとなるように実施される。参考までに、BNPパリバ・グループの2022年12月31日現在の中期および長期のホールセール資金の内訳は、12.5十億ユーロのティア1複合負債、22.4十億ユーロのティア2劣後債、72.2十億ユーロの非上位無担保優先債、60.7十億ユーロの上位無担保優先債および12.7十億ユーロの担保付優先債である。

破綻処理当局は、破綻処理手続の対象となる金融機関およびグループに関し、破綻処理を実施する広範な権能を有しており、これには、当該金融機関の事業のすべてもしくは一部の第三者もしくはブリッジ機関への売却、資産の分離、負債商品に関する債務者としての当該金融機関の交代もしくは代替、資本商品のすべてもしくは一部の減額、株式の新規発行による資本商品の希薄化、負債商品のすべてもしくは一部の減額もしくは株式への転換、負債商品の条件の修正（満期および支払われるべき利息額の変更ならびに支払の一時停止を含む。）、金融商品の上場および取引許可の廃止、経営者の解任または特任経営者（*administrateur spécial*）の選任が含まれ得るが、これらに限定されない。

資本商品のすべてまたは一部の減額、株式の新規発行による資本商品の希薄化、ならびにティア1資本およびティア2資本の要件を満たす（劣後債等の）追加的資本商品のすべてまたは一部の減額または株式への転換も含めた特定の権能は、破綻処理手続以外で、または当該機関が例外的な公的資金援助を必要とする場合は欧州委員会の国家援助体制に基づいて、使われ得る。

BNPパリバ・グループに関連するかかる手続および権能の実施は、BNPパリバ・グループの大幅な構造の变革（資産もしくは事業の売却またはブリッジバンクの創設の結果としての变革を含む。）ならびに株主

および債権者の債権のすべてまたは一部の減額、修正または変更を引き起こす可能性がある。また、かかる権能が実施された結果として、BNPパリバ・グループの事業の全部もしくは一部が移管されるかまたはBNPパリバ・グループのいずれかの資産が分割された後も、証券の保有者は（かかる減額または転換がいつでも行われない場合でも）BNPパリバ・グループの債権者であり続け、BNPパリバ・グループの残存事業または残存資産は当社グループの債権者のすべてまたはいずれかによる請求に応じるには十分ではない可能性がある。

7. 現在の環境におけるBNPパリバ・グループの成長に関連するリスク

7.1 BNPパリバ・グループが戦略計画を実施しないか、もしくは公表されている財務目標を達成しない場合、またはBNPパリバ・グループの業績が提示された方向の予測に沿わない場合、その証券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

2021年12月31日に終了した事業年度の業績の公表に関連して、BNPパリバ・グループは、2025年度事業計画を発表した。この計画には、財務上および業務上の目標が含まれている。当社グループは、2022年12月31日に終了した事業年度の業績を公表した際、2025年度へ向けての目標を掲げた。BNPパリバ・グループの実際の業績は、本項の別の箇所において記載された1つまたは複数のリスク要因の発生を含む多くの理由、特に経済の見通しに大きな影響を与え、引き続き与える可能性があり、また金融市場に混乱をもたらすインフレ、ウクライナ侵攻および健康危機の余波の影響といったマクロ経済的な情勢によりこれらの方向と大きく異なる可能性がある。BNPパリバ・グループの業績がこれらの方向と異なる場合、その財務状況や証券の価格に加え、資金調達コストにも影響を及ぼす可能性がある。

さらに、当社グループは企業の社会的責任（CSR）ポリシーを積極的に推進しており、具体的な成果をあげて社会に貢献していきたいと考えている。2022年にBNPパリバは、ネットゼロ・バンキング・アライアンス、ネットゼロ・アセット・オーナー・アライアンスおよびネットゼロ・アセット・マネージャーのイニシアティブに署名し、持続可能な経済へのコミットメントを強化し、脱炭素化戦略を加速させた。このように、当社グループは、パリ協定および持続可能な開発目標（SDG）に沿った戦略を策定する国連責任銀行原則の設立メンバーとして、確固たる地位を築いている。当社グループの2022-2025年戦略プランの一環として、ESG関連の融資および債券の発行（環境問題および社会問題に関わる企業、機関および個人向け融資ならびに年1回の持続可能な債券の発行）に350十億ユーロを動員し、2025年までに持続可能な責任投資の運用に300十億ユーロを確保することを目指している（BNPパリバ・アセット・マネジメントの欧州のオープンファンドは、サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）が定義する第8条および第9条に分類される。）。さらに、2019年に、BNPパリバ・グループは、気候変動対策の一環として、石炭火力発電へのエクスポージャーをOECD加盟国では2030年までにゼロに、その他の国々では2040年までにゼロにするという新たな約束をした。2022年末、BNPパリバ・グループは、初の気候アライメント報告書および2025年までに炭素排出量を削減する目標を発表し、クレジット・ポートフォリオをカーボン・ニュートラルな取組に適合させるために必要な措置を講じているところである。最後に、2023年1月、当社グループは社会貢献活動方針を強化し、持続可能な低炭素経済への移行に向けたグローバルな取組の一環として、顧客と共に取り組んでいる。当社グループは、低炭素移行グループを通じて培った専門知識を基に、2030年までに低炭素エネルギー生産への融資を加速させ、化石燃料による生産への融資を削減する新たな目標を発表した。当社グループがこれらの目標を達成できなかった場合、これは制御できない要因に依存する部分であるが、当社グループの信用に影響を与える可能性がある。

7.2 BNPパリバ・グループは、買収取引後の事業の統合に苦戦し、買収取引により期待された利益を実現できない可能性がある。

BNPパリバ・グループは、定期的に行う買収や合併の取引を行う。BNPパリバ・グループによる直近の大規模な買収取引は、2019年のドイツ銀行のプライム・ブローカレッジおよび電子取引プラットフォームの統合、2021年7月13日に完了したエクサンの100%買収（以前はBNPパリバが50%保有）、ならびに2022年2月1日に完了したフロア（FLOA）（カジノ（Casino）および（フランス相互信用連合銀行（BFCM）を介して）クレディ・ミュチュエル・アライアンス・フェデラル（Crédit Mutuel Alliance Fédérale）の子会社で、革新的な決済におけるフランスのリーダー企業の1社）の100%買収であった。これらの事業統合活動により、2022年には188百万ユーロの事業再編費用が生じた。統合を成功させ、シナジー効果を実現するためには、特に、事業開発やマーケティング関連の取組の適切な調整、主要経営陣の維持、効果的な人材募集や研修のための方針および情報システムやコンピュータ・システムへの適応力等が必要となる。統合作

業の段階で何らかの問題が生じると、統合費用が当初の予想を上回り、費用削減効果または営業収益が当初の予想を下回る可能性がある。このため、当初見込んでいたシナジー効果の達成程度および実現時期は不確定となる。さらに、BNPパリバ・グループの既存の業務を取得した業務と統合することにより、当該業務間の関係に問題が生じ、経営陣の注意がBNPパリバ・グループの事業の他の側面に向けられなくなることにより、BNPパリバ・グループの事業や経営成績に負の影響が及ぶ可能性がある。その上、場合によっては、企業買収に関連した紛争が、統合プロセスに悪影響を及ぼしたり、好ましくない結果（財務関連のものを含む。）を生み出したりする可能性がある。

BNPパリバ・グループは、取得予定の企業の詳細な分析を行うが、この分析は、網羅的または包括的に実施できない場合も多い。BNPパリバ・グループが取得前に包括的なデュー・ディリジェンスを行えない場合には、収益性の低い、または買収後に顕在化する可能性のある一定の潜在的风险を有する、不良債権もしくは貸倒債権または事業を取得する可能性がある。収益性の低い事業またはリスクが顕在化した事業の取得は、BNPパリバ・グループの収益性全体に重大な悪影響を及ぼし、負債を増加させる可能性がある。

7.3 BNPパリバ・グループの現在の環境は、銀行事業者および銀行以外の金融機関との間の熾烈な競争によって影響を受ける可能性があり、これによりBNPパリバ・グループの営業収益および収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。

BNPパリバ・グループが、その事業の相当部分を営んでいるフランスやその他の諸国（フランス以外の欧州諸国や米国を含む。）における、BNPパリバ・グループのすべての主要な事業分野での競争が激化している。銀行業界内での競争は、金融サービス分野の統合、支払および金融サービス分野における新規プレーヤーの存在またはクラウドファンディングのプラットフォームの開発に加え、銀行部門における消費者習慣の継続的な進化の影響により激化する可能性がある。BNPパリバ・グループがかかる分野においてハロー・バンク！の発足やニケルまたはフロアの買収等の取組を行う一方で、規制要件がそれほど多くなく、または資本要件がそれほど厳しくない競合他社（例えばデットファンドやシャドーバンキング等）、またはスケールメリット、データシナジー、技術革新により利益を享受する競合他社（例えばインターネット業者、モバイル業者、デジタル・プラットフォームまたはフィンテック等）または顧客の財務データへの自由なアクセスを有する競合他社は、消費者の新たなニーズに対応するための低価格での提供および革新的なサービスを行うことで、より大きな競争力を持つ可能性がある。ブロックチェーン技術や関連サービスのような取引プロセスおよび決済システムを簡略化または変革させる新技術、または中央銀行のデジタル通貨のような銀行システムの根本的な構造に大きな影響を与える可能性のある新技術は、近年開発されており、また、近い将来開発される可能性がある。これらの開発およびその適用のための規制の影響について予測することは困難であるものの、それらの技術の利用は、BNPパリバ・グループを含む銀行の市場シェア、またはBNPパリバ・グループのような既存の金融機関が利用する技術を通じて行われてきた確実な投資を減少させ、より広い意味では、BNPパリバ・グループのような確立した金融機関を使用することの魅力に影響を与える別の金融制度の出現につながる可能性がある。このような動きが、特に政府および中央銀行の支援を受けて勢いを増し続ける場合、BNPパリバ・グループが、既存の競合他社や新規参入企業と比較してより魅力的で革新的かつ利益の見込める商品やサービス・ソリューションを提供するという方法で、フランスまたはその他主要な市場における競争環境に対応できない場合、またはこれらの活動の一部が銀行以外の機関によって行われる場合、BNPパリバ・グループは、主要な事業領域での市場のシェアを失ったり、業務の一部またはすべてにおいて損失を被ったりする可能性がある。加えて、BNPパリバ・グループの主要な市場における景気の低迷が、例えば価格圧力の増加や、BNPパリバ・グループおよび同業他社の取引量の減少等を通じて、競争圧力に拍車をかける可能性がある。また、新規参入者が対象とならないような、大規模なもしくはシステム上重要な金融機関に対するより厳しい要件（とりわけ資本要件および業務制限）の賦課が、BNPパリバ・グループのような大規模な民間金融機関にとって不利な態様で、競争環境を歪める可能性もある。

7.4 BNPパリバ・グループは、環境・社会・ガバナンス（ESG）問題に関するリスク、特に転換リスク、物理的リスクまたは負債リスク等の気候変動リスクにより、事業活動が中断されたり、損失を被る可能性がある。

BNPパリバ・グループは、その事業活動を通じて直接的に、またはその財務活動および投資活動を通じて間接的に、気候変動に関するリスクにさらされている。気候変動に関するリスクは主に2つの種類に分けられ、それらは（ ）低炭素経済への移行のためのエネルギー政策の実施や技術的变化に対応した経済関

係者および金融関係者の行動の変化に起因する転換リスクおよび（ ）異常気象や、水位上昇または気温上昇等の長期的なリスクを通じて、気候変動が人や財産に直接影響を及ぼす物理的リスクである。物理的リスクは、BNPパリバ・グループの顧客のバリュー・チェーン全体に広がり、それが支払不履行につながることで財務的損失を生む可能性がある一方、排出量削減のプロセスは金融資産の価値や企業収益に影響を与え、経済のあらゆるセクターに大きな影響を与える可能性がある。

さらに、負債リスクは両方の種類のリスクから生じる可能性がある。これらのリスクは、気候変動の事象、活動もしくは効果によって影響を受ける可能性のある、またはそのような事象、活動もしくは効果に融資、促進もしくは貢献した金融セクターの行為者に責任を問おうとする、個人、企業、政府または非政府組織（NGO）が請求できる金銭的補償に相当する。近年、株主、活動家ファンド、NGO等によるESG課題を中心としたアクティビズムが、多くの上場企業に対して向けられている。これらの取組には、企業に対してESG関連の行動およびコミットメントに関する重要な情報の開示を求め、場合によっては、企業に戦略およびビジネスの変更を迫るよう求めることも含まれている。一部の法域では、金融セクターの行為者は、個人、企業、政府もしくはNGO、団体または私人からの法的措置に直面することもある。

気候変動および持続可能性に関して、フランス、欧州連合および国際的なレベル等での政策および規制の取組および枠組、また業界の提携による自主的な取組や共同での取組により、法的リスク、規制上のリスクおよび風評リスクが高まっている。ESGにおける規制の枠組は、常に変化し、進化し、急速な発展を続けている。特に、情報開示、気候変動リスクのリスク測定および管理システムへの統合、ならびに一般的な注意義務の観点からの要請が含まれている（上記「6.1 近年採用された法律および規制、ならびに現在および将来の法規制上の発展は、BNPパリバ・グループならびにBNPパリバ・グループが事業を運営する金融環境および経済環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。」を参照。）。これらの取組および枠組は、いくつかの点で重複しており、その目的も必ずしも一致していないため、規制が複雑化し、場合によっては明確さを欠き、解釈も難しくなっている。当社グループの事業および情報開示において、これらの規制要件、および低炭素経済への移行、気候変動、持続可能性またはエネルギー関連投資に関するその他の規制が遵守されない場合、当社グループの事業、投資価値および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

BNPパリバは、これらのリスクの評価を漸進的にリスク管理システムに統合している。当社グループは、その事業活動、取引先の事業活動ならびに自らのためおよび第三者のための投資において、これらのリスクを監視している。この点につき、特定の信用方針および一般与信方針は、それぞれ2012年および2014年から、社会的責任および環境責任に関する条項が追加されて強化されている。また、この分野における規制要件の拡充は、気候変動やその他の関連する問題に関して、金融機関に対する訴訟の増加につながる可能性がある。そのため、当社グループは、特定の金融商品の環境・社会・ガバナンス基準の評価が不十分であった場合等、取引実行の失敗について責任を問われる可能性がある。

さらに、セクター特有の方針や、環境・社会・ガバナンス（ESG）セクターを融資対象から除外した方針も導入されており、BNPパリバ・グループは戦略目標を達成するために、その活動および取引先の選定を適切に順応させる必要がある（上記「7.1 BNPパリバ・グループが戦略計画を実施しないか、もしくは公表されている財務目標を達成しない場合、またはBNPパリバ・グループの業績が提示された方向の予測に沿わない場合、その証券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照。）。

BNPパリバ・グループによるリスク監視や気候変動対策等の活動にもかかわらず、気候変動に関する物理的リスク、転換リスクもしくは負債リスクまたはその対策の遅れもしくは失敗により、当社グループの事業、財務状況または評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

7.5 信用機関または金融機関の特定の持分の変動は、BNPパリバ・グループの財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

特定の種類の資産は250%の高いリスク・ウェイトを有する可能性がある。これらの資産には、ブルデンシャル・スコープにおいて持分法の下で連結される信用機関または金融機関（保険事業を除く。）、BNPパリバ・グループが10%超の持分を有する信用機関または金融機関における高率の金利、および将来予測に依拠し、一時差額により生じる繰延税金資産が含まれる。

250%のリスク・ウェイトを有するリスク加重資産は、2022年12月31日現在において20十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の3%となった。2023年6月30日現在において18十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の3%となった。BNPパリバ・グループが高いリスク・ウェイトの資産を増加させた場合（資産ポートフォリオ全体に占める当該高いリスク・ウェイトの

資産の割合を増加させることで増加した場合、または当該資産に適用される規制上のリスク・ウェイトの増加によって増加した場合)、BNPパリバ・グループの自己資本比率は低下する可能性がある。